

旭川水系河川維持管理計画

【国管理区間】



令和3年3月

中国地方整備局 岡山河川事務所

目次

1	はじめに	1
1.1	計画の背景	1
1.2	サイクル型維持管理	2
2	河川の概要	3
2.1	河川の流域面積、幹川流路延長、管理延長、河床勾配	3
2.2	流域の自然的、社会的特性	4
2.3	地形、地質、河道特性、被災履歴等の状況	5
2.4	土砂生産域から河口部までの土砂移動特性等の状況	9
2.5	生物や水量・水質、景観、河川空間の利用など管理上留意すべき河川環境の状況	9
2.6	水利用の状況	12
3	河川維持管理上留意すべき事項	13
3.1	河道内の樹林化	13
3.2	河川管理施設の老朽化	13
3.3	岡山市中心部を流れる旭川特有の課題	14
3.4	洪水・高潮・内水氾濫に弱い地形特性	15
3.5	水不足が生じやすい地域特性	15
3.6	地震・津波に対する備え	16
3.7	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全	16
3.8	特定外来生物の侵入	16
4	河川の区間区分	18
5	河川維持管理目標	19
5.1	河道流下断面の確保	19
5.2	施設の機能維持	19
	(1) 河道（河床低下・洗掘）	19
	(2) 堤防	19
	(3) 護岸、根固工、水制工	20
	(4) 堰、水門、樋門、排水機場等	20
	(5) 水文・水理観測施設	21
5.3	河川区域等の適正な利用	21
5.4	河川環境の整備と保全	21
6	河川の状態把握	23
6.1	基本データの収集	23
	(1) 水文・水理等観測	23
	(2) 測量（縦横断測量・平面測量）	24
	(3) 河道の基本データ（河床材料調査・河道内樹木調査）	24
	(4) 河川環境の基本データ（河川水辺の国勢調査）	25
	(5) 観測施設、機器の点検	25
6.2	堤防点検等のための環境整備（除草）	26
	(1) 堤防除草	26
	(2) 高水敷除草	26
6.3	河川巡視	26
	(1) 平常時の河川巡視	26
	(2) 出水時の河川巡視	27
6.4	点検	28
	(1) 出水期前、台風期、出水中、出水後等の点検	28
	(2) 地震後の点検	30

(3) 親水施設等の点検.....	30
(4) 機械設備を伴う河川管理施設の点検（CCTV等の防災情報通信設備を含む）.....	31
(5) 許可工作物の点検.....	32
6.5 河川カルテ	32
7 具体的な維持管理対策	33
7.1 河道の維持管理対策.....	33
(1) 河道流下断面の確保・河床低下対策.....	33
(2) 河岸の対策	33
(3) 樹木の対策	34
7.2 施設の維持管理対策.....	35
(1) 堤防	35
(2) 護岸	37
(3) 根固工.....	37
(4) 水制工.....	38
(5) 水門・樋門	38
(6) 百間川分流部.....	39
(7) 排水機場	39
(8) 陸閘	40
(9) 河川管理施設の操作.....	40
(10) 水文・水理観測施設.....	41
(11) 防災情報通信設備.....	41
(12) 百間川浮草等流出防止施設	41
(13) 百間川河口部潜堤.....	41
(14) 百間川浄化用水導入施設.....	41
(15) 許可工作物	41
7.3 河川区域等の維持管理対策	42
(1) 河川区域の維持管理.....	42
(2) 不法行為への対策.....	42
(3) 河川の適正な利用.....	42
7.4 河川環境の維持管理対策.....	43
7.5 水防等のための対策.....	44
(1) 水防のための対策.....	44
(2) 水質事故対策.....	45
(3) 濁水対策	45
8 地域連携等	46
(1) 市町等との連携・調整	46
(2) NPO・市民団体等との連携・協働.....	47
(3) 地域住民等への情報発信.....	48
9 効率化・改善に向けた取り組み.....	50
(1) サイクル型維持管理の実践	50
(2) 効率化に向けて取り組むべき当面の課題.....	50

1 はじめに

1.1 計画の背景

旭川水系の治水対策の歴史は古く、江戸時代に岡山城下の洪水被害軽減等を目的に、旭川下流部左岸から分派する百間川が築造され、貞享三年(1686年)に完成したと伝えられている。また、本格的な治水事業は、明治26年10月洪水を基に旭川改修計画が策定され、大正15年から直轄事業として着手した。その後、度重なる洪水を経験しながら、昭和41年に工事实施基本計画を策定、平成20年1月に河川整備基本方針を策定、平成25年3月に河川整備計画を策定（令和元年6月改定）し、河川改修や河川管理を行っている。氾濫域には、岡山県の県庁所在地で、この地域の社会・経済・文化の基盤をなす岡山市の中心部を抱えるほか、一般国道2号、JR山陽新幹線等が整備され交通の要衝となっており、洪水・高潮等により堤防決壊等が発生した場合には、家屋等に対する甚大な浸水被害とともに、我が国の経済活動に重大な影響与えることが予想される。

一方、河川は、常に洪水など自然外力の影響を受けるとともに、主要な施設である堤防は土で構成され、沈下、浸食、漏水、樹木繁茂など、自然の外力や生物活動の影響を受け変化する。このため、地域の安全・安心を確保し良好な河川環境を保全するためには、適切な河川の維持管理が不可欠である。

「旭川水系河川維持管理計画（国管理区間）」（以下、「本計画」という。）は、維持管理の目標、河川の状態把握の頻度や時期等を具体的に定め、計画的に実施することを目的に作成した。



人口・資産が集積している岡山市中心部を流れる旭川

1.2 サイクル型維持管理

本計画の実施にあたっては、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していく PDCA サイクルを構築していく。

その際、状態把握の結果を分析、評価し、所要の対策を検討する手法等が技術的に確立されていない場合も多いため、学識者等の助言を得る体制を整備する。

また、河川維持管理における PDCA サイクルの中で得られた知見を河川整備計画にフィードバックし、必要に応じて河川整備計画の内容を点検し、変更する。

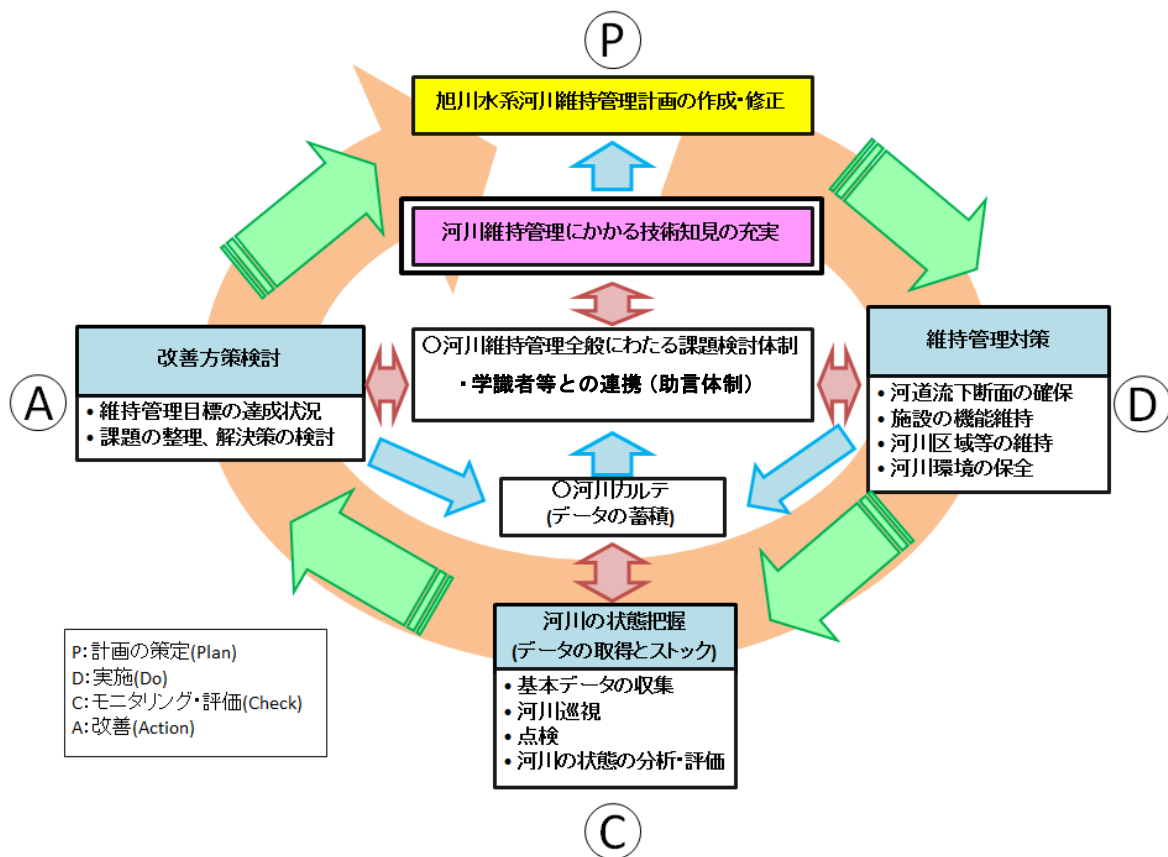


図 1.2.1 サイクル型維持管理のイメージ

2 河川の概要

2.1 河川の流域面積、幹川流路延長、管理延長、河床勾配

旭川^{あさひがわ}は、岡山県^{おかやまけん}の中央部に位置し、その源を岡山県真庭市^{まにわし}蒜山^{しるせん}の朝鍋鷲ヶ山^{あさなべわしがせん}(標高 1,081m)に発し、途中、新庄川^{しんじょうがわ}、目木川^{めきがわ}、備中川^{びっちゅうがわ}等の支川を合わせて南流し、岡山市北区御津^{みづ}において宇甘川^{うかいがわ}を合流し、岡山市北区三野^{みの}において百間川^{ひゃっけんがわ}を分派した後、岡山市の中心部を貫流して児島湾^{こじまわん}に注ぐ、幹線流路延長 142km、流域面積 1,810km²の一級河川である。

国管理区間は表 2.1.1のとおりである。旭川の河床勾配は、上流部が 1/200~1/400 と上流部としては比較的緩く、中流部は 1/500 程度、下流部は 1/600~1/5,500 と緩勾配になっている。

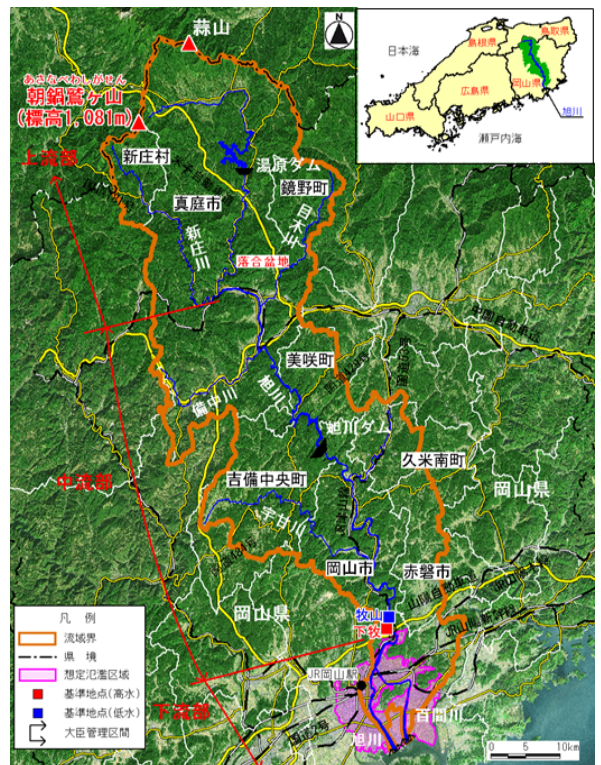


図 2.1.1 旭川水系流域図

表 2.1.1 旭川の国管理区間

河川名	区間		延長 (km)
	上流端	下流端	
旭川	左岸：岡山市北区牟佐字高尾 1673 番地先 右岸：岡山市北区玉柏字宮本 2744 番地先	海に至る	17.5
百間川	旭川からの分派点	海に至る	12.9
合計			30.4

2.2 流域の自然的、社会的特性

旭川の流域は、岡山県中央部を南北に伸びており、岡山市をはじめとする3市4町1村からなる。流域の土地利用は山林等が約80%、水田や畑地等の農地が約15%、宅地等の市街地が約5%となっている。

旭川下流部には、岡山藩の城下町であり、江戸時代から栄えてきた政令指定都市の岡山市が位置し、岡山城と向かい合うように、中州に旭川の水を引き込んだ回遊式庭園で日本三名園の一つ岡山後楽園があるなど、この地域の社会・経済・文化の基盤をなしている。沿川には、山陽自動車道、一般国道2号、JR山陽新幹線、JR山陽本線、一般国道53号、JR津山線等が整備された交通の要衝となっている。また、江戸時代以降に干拓等により形成された広大な岡山平野が広がり、古くから農業が盛んな地域である。

上流部は、湯原ダム直下に西の横綱と言われる湯原温泉の露天風呂があるほか、大山隠岐国立公園、湯原奥津県立自然公園等、優れた景観と環境を形成している。また、中流部の旭川沿いの大部分が吉備清流県立自然公園に指定されており、豊かな自然環境に恵まれている。

流域の気候は、中国山地と四国山地にさえぎられ、季節風がやわらげられるため温暖で雨が少なく、特に瀬戸内海沿岸では梅雨期を除いて乾燥した晴れの日が多く、瀬戸内海式気候と呼ばれている。

年間の降水量は、全国平均が1,800mm程度であるのに対して、南部の岡山では1,300mm程度と全国平均の約7割にとどまっている。これに対し、北部の上長田では冬季に降雪も多いため年間降水量は2,000mmを越えている。

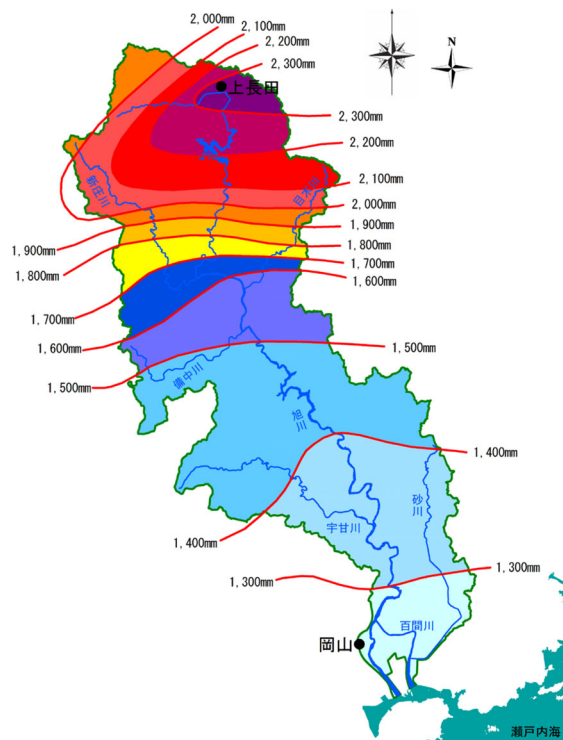


図 2.2.1 旭川流域における年間の平均降水量分布図（平成21年～平成30年）

出典：流域における雨量観測所データより作成

2.3 地形、地質、河道特性、被災履歴等の状況

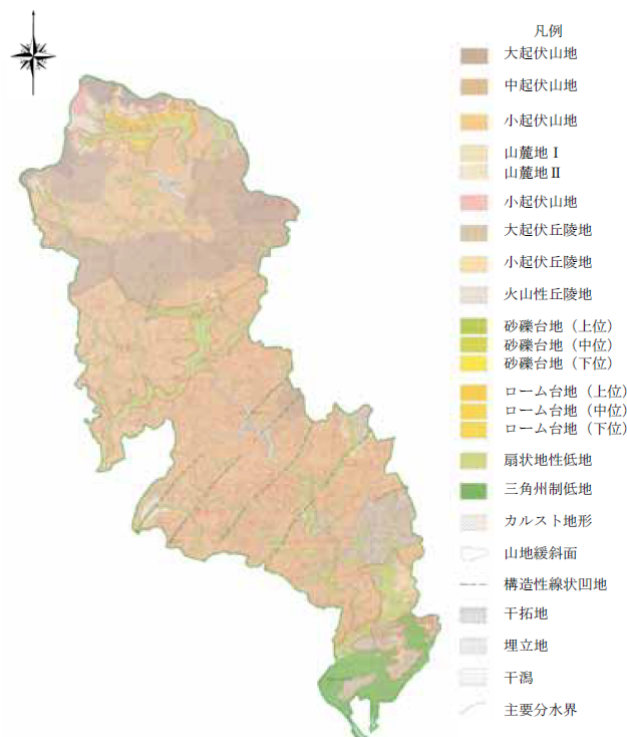
① 地形

流域の地形は、上流部は大部分が大起伏・中起伏山地を中心とした中国山地からなり、1,000m級の山々が稜線を連ね地形的分水界を形成している。

中流部は小起伏山地や丘陵地を中心とした吉備高原を形成し、真庭市落合付近の本川沿川や、備中川沿川等に扇状地性の低地からなる落合盆地が広がっている。

岡山市北区中原付近より下流は、旭川の流送土砂により形成された地域と干拓等により形成された地域とが合わさり、広大な岡山平野が広がっている。

下流部の平野はゼロメートル地帯で、堆積土砂や干拓等により形成された軟弱地盤となっている。



出典：土地分類図（国土庁土地局 昭和 46 年）

図 2.3.1 旭川流域の地形分類図

② 地質

流域の地質は、上流部の大部分が中生代白亜紀の花崗岩、安山岩類で構成されている。中流部は、古生代から中生代の泥岩、閃緑凝灰岩等の固結堆積物が中心で、下流部は礫、砂、泥等の新生代第4紀沖積世の堆積物が分布している。

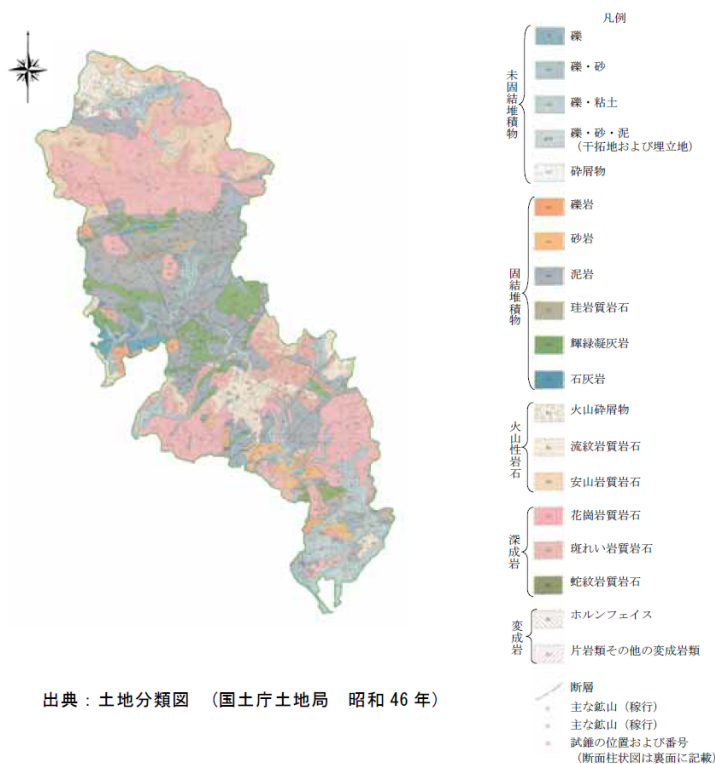


図 2.3.2 旭川流域の地質概要図

③ 河道特性

源流から新庄川合流点までの上流部は、河床勾配が $1/200 \sim 1/400$ と上流部としては比較的緩く、中国山地の山あいを蛇行しながら、途中、蒜山高原や湯原ダムの湛水域を経て流下する。

新庄川合流点から旭川合同堰までの中流部は、河床勾配が $1/500$ 程度で、吉備高原の谷底平野を流下し、途中の旭川ダム湛水域を除けば、瀬と淵が交互に現れる河川形態となっている。旭川合同堰から河口までの下流部は、河床勾配が $1/600 \sim 1/5,500$ と緩勾配になっており、岡山平野を流下し、岡山市街地を貫流する。川幅は広く、ゆったりとした流れのなかにいくつもの砂州が形成されている。また、岡山城下の洪水被害軽減等を目的に、旭川下流部左岸から分派する百間川が流下する。百間川分派後の旭川は、岡山後楽園、東西中島地区、航路維持を目的にオランダ人のムルデルが提案し、昭和初期に設置されたケレップ水制などがあり、岡山市街地を流下する。

④ 被災履歴

旭川水系の過去の主な水害としては、旭川直轄改修工事の契機となった明治 26 年 10 月洪水、既往最大洪水である昭和 9 年 9 月洪水（室戸台風）、昭和 20 年 9 月洪水（枕崎台風）、昭和 47 年 7 月洪水のほか、近年では平成 10 年 10 月洪水、平成 23 年 9 月洪水（台風 12 号）、平成 30 年 7 月豪雨の出水において浸水被害が発生している。平成 30 年 7 月豪雨では、長時間にわたり大量の降雨がもたらされ、大臣管理区間では内水氾濫による浸水被害が発生したほか、岡山県が管理する区間（以下、「岡山県管理区間」という。）では堤防の決壊等による浸水被害が発生した。

内水氾濫が生じた代表的な洪水は、昭和 51 年 9 月洪水であり、平成 16 年 8 月の台風 16 号による洪水では既往最高潮位を記録し高潮による浸水被害を受けた。

*内水：河川に排水できずに居住地側に溜まった水のことをいう。

主要洪水における降雨、出水及び被害の状況を示す。

表 2.3.1 過去の主な洪水と旭川流域における被害概要

発生年月日注 1)	発生原因	下牧ピーク 流量 (m ³ /s)	下牧上流域 2 日雨量 (mm)	被害状況注 2)	備考
明治 25 年 7 月 23 日	台風	—	—	死者 3 名 流潰家屋 2,728 戸 浸水家屋 18,183 戸	
明治 26 年 10 月 12 日	暴風雨	—	—	死者 120 名 流潰・被災家屋 27,315 戸	
昭和 9 年 9 月 21 日	室戸台風	約 7,600* ¹	225.6	死者 60 名 流潰家屋 2,929 戸 浸水家屋 35,214 戸	
昭和 20 年 9 月 18 日	枕崎台風	約 4,800* ²	169.0	死者・行方不明者 不明 流失家屋 77 戸 浸水家屋 2,110 戸	
昭和 47 年 7 月 11 日	梅雨前線	約 4,610* ³	268.7	死者・行方不明者 4 名 流失家屋 25 戸 床上浸水 1,225 戸 床下浸水 3,084 戸	
平成 10 年 10 月 18 日	台風 10 号	約 4,310* ³	179.9	死者・行方不明者 3 名 床上浸水 358 戸 床下浸水 615 戸	
平成 16 年 8 月 31 日	台風 16 号	約 760* ³	72.0	床上浸水 9 戸 床下浸水 7 戸 沖元地点 T.P+2.632m (既往最高潮位)	高潮被害
平成 18 年 7 月 15 日	梅雨前線	約 2,730* ³	166.2	床上浸水 1 棟 床下浸水 33 棟	
平成 23 年 9 月 3 日	台風 12 号	約 3,140* ³	239.8	床上浸水 77 世帯 床下浸水 339 世帯	
平成 30 年 7 月 7 日	梅雨前線	約 4,150* ¹	362.9	床上浸水 2,226 世帯(岡山市内) 床下浸水 3,842 世帯(岡山市内)	

注 1) 発生年月日は、実績最大流量の観測日。

注 2) 被害状況は旭川水害史、水害統計による（水系内の集計値）。平成 30 年 7 月豪雨は岡山市資料(H31.1.25 時点)

*1：氾濫解析結果からの再現流量

*2：「河川総覧」記載値

*3：基準地点下牧実測値

⑤ 治水事業の沿革

旭川水系の治水対策の歴史は古く、江戸時代に、岡山城下の洪水被害軽減等を目的に、熊沢蕃山が越流堤と放水路を組み合わせた「川除けの法」を考案し、津田永忠により旭川下流部左岸から分派する百間川が築造され、貞享三年（1686年）に完成したと伝えられている。その際、百間川下流への流送土砂の抑制等により下流の被害を軽減させる施設として、越流堤である一の荒手、二の荒手が造られ、分派部の仕組みを伝える貴重な施設として今なお現存している。

旭川は昔、岡山平野で何本にも分かれ、操山あたりに海岸線のあった児島湾に注いでいた。岡山市街地を貫流する現在の流路になったのは、文禄三年（1594年）宇喜多秀家が岡山城築造の際、城の堀として使用するため、旭川を城郭の北から東側に沿い城を取り囲むように付替えたためと伝えられている。その後、その不自然な流れや鉄穴流し等上流山林の荒廃による流出土砂によって、城下がたびたび洪水被害を受けるようになったため、治水対策が実施された。

旭川の本格的な治水事業は、明治26年10月洪水を基に旭川改修計画が策定され、基準地点下牧における計画高水流量を $5,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、大原、中原、玉柏の遊水池により $700\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、百間川に $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を分派し、三野から下流の旭川は $3,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、大正15年から直轄事業として着手した。

昭和に入り旭川の抜本的な改修に着手されたが、昭和9年9月の室戸台風により大きな被害を受け、新たに百間川の増強計画も策定した。

また、発電ダムとして計画された湯原ダムと旭川ダムも事業に着手したが、第二次世界大戦による資金・資材のひっ迫のため、事業は中断された。終戦後、中断されていた両ダムの建設に着手し、昭和29年に旭川ダム、昭和30年に湯原ダムが完成した。その後、旭川ダムについては、昭和47年の洪水を契機に、治水・利水の両面から再検討を行い、再開発を行っている。湯原ダムについても、昭和35年より洪水調節機能をもつ多目的ダムとして運用している。

旭川は、昭和41年に一級河川指定を受け、同年、旭川水系工事实施基本計画を策定し、基準地点下牧において基本高水のピーク流量を $6,000\text{m}^3/\text{s}$ と定め、このうち湯原、旭川両ダムにより $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $5,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、百間川に $1,200\text{m}^3/\text{s}$ を分派し、旭川は河口まで $3,800\text{m}^3/\text{s}$ とした。

その後、流域の社会的、経済的発展に伴う氾濫域への資産集積等を鑑み、平成4年に旭川水系工事实施基本計画を改定し、基準地点下牧において基本高水のピーク流量を $8,000\text{m}^3/\text{s}$ と定め、このうち既設の湯原ダム、旭川ダムを含む上流ダム群により $2,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $6,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、百間川に $2,000\text{m}^3/\text{s}$ を分派し、旭川は河口まで $4,000\text{m}^3/\text{s}$ とした。

そして、平成9年に改正された河川法に基づき、基本高水のピーク流量、計画高水流量及び旭川・百間川の流量配分は平成4年の工事实施基本計画を踏襲する河川整備基本方針を平成20年1月に策定した。その後、河川整備計画を平成25年3月に策定（令和元年6月改定）した。

以降、この河川整備計画に基づき、旭川・百間川ともに河川改修を実施している。

2.4 土砂生産域から河口部までの土砂移動特性等の状況

旭川の流域内においては、現時点で大規模な荒廃地やとくしゃ地は確認されておらず、活発な土砂生産が行われている状況ではない。また、国管理河川全川にわたる河床変動の状況を確認したところ、旭川では、昭和47年7月洪水や平成10年10月洪水、百間川では、昭和50年～平成8年の河道改修(河床掘削等)による河床変動を除けば、河床の変動量は小さく安定傾向である。河口部の状況については、河口砂州は形成されておらず、河口閉塞も発生していない。

このように、現在旭川の河道は安定しており、当面の間は河川改修等による大きな河道改変は実施する予定はないため、引き続き河道は安定するものと考えられる。ただし、洪水の安全な流下、河岸侵食等に対する安全性及び水系一環の土砂管理の観点から、引き続きモニタリングを実施して河床変動量や各種水理データの収集等に努め、適切な河道管理へフィードバックしていく。

2.5 生物や水量・水質、景観、河川空間の利用など管理上留意すべき河川環境の状況

① 生物

旭川下流地区の新堰から下流は感潮区間であり海水と淡水が混ざる汽水域となっており、主に水際にはヨシ群落が分布し、河口付近ではマハゼやボラなどの汽水性の魚類が生息している。また、冬季には低水路がオナガガモやヒドリガモに代表されるカモ類の集団越冬地として利用されている。旭川下流地区のケレップ水制周辺には、干潟とヨシ原が広がり、干潟にはオカミミガイ等の貝類が生息し、夏季にはオオヨシキリが飛来する。その他、ヨシ原には全国的に個体数の減少が著しい陸上昆虫のヨドシロヘリハンミョウがみられるなど、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となっている。

旭川中流地区には湧水・ワンドがあり、中洲にはヤナギ林、水際にはムクノキ・エノキ群落や竹林等の河畔林がみられる。魚類は流水部でオイカワやアユ等が、淵や湛水域ではカネヒラ、ミナミメダカ等がみられ、浮き石状態の瀬はアユが産卵場として利用している。また、水際植生の周辺にはオヤニラミが生息している。湧水のあるワンドには、ゲンバイトンボやハグロトンボ等の水生昆虫類がみられる。

百間川の河口部は、河口水門で締め切られた広大な湛水域が形成され、その上流は緩やかな流れとなっている。湛水域では、冬場にヒドリガモ、オナガガモ等のカモ類が観察されるほか、広大な開放水面をミサゴが採餌に利用している。魚類では緩流域を好むオイカワ、ミナミメダカ等が生息している。また、湿性にはヒシモドキ、ガガブタ、オニバスといった水生植物が広範囲に生育している。河口部沖合に位置する高島干潟は、干潟を生息域とする特有の魚介類などが生息している。

② 水量

旭川水系河川整備基本方針で定められた流水の正常な機能を維持するための必要な流量(基準地点牧山：かんがい期概ね 26 m³/s、非かんがい期概ね 13 m³/s)に対して、近年では概ね確保されている。

③ 水質

水質については、旭川本川においては乙井手堰^{おといでせき}下流までが B 類型、乙井手堰から上流が A 類型、百間川全域で C 類型に指定されている。

旭川・百間川の水質は、旭川から百間川への導水等により、水質汚濁の代表指標である BOD から見ると、近年は環境基準を概ね満足している。今後も、関係自治体や地域住民とともに水質を維持していく必要がある。

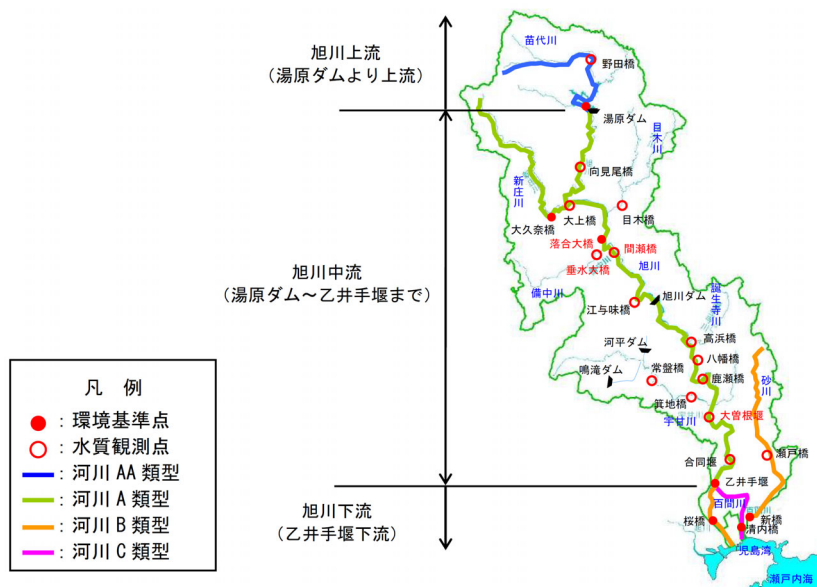


図 2.5.1 旭川水系の環境基準の類型指定状況

④ 景観

旭川下流地区の感潮区間には、川幅全体に水面が広がる景観とともに、ケレップ水制やその周囲に形成されている干潟やヨシ原が広がり、旭川下流地区の特徴的な景観となっている。岡山後楽園周辺は、岡山市が制定した景観条例に基づく景観重要公共施設（河川）や風致地区に指定されており、貴重な歴史的空間としての水辺景観が形成されている。

旭川上流地区は、瀬淵や固定堰による湛水区間、水際や中洲の樹木等がみられ、多様な自然環境が残された景観となっている。

河川整備を行う際には、必要に応じて、「文化財保護法」、「岡山市景観基本計画」、「岡山市風致地区条例」等の文化財や景観に関する施策と調整を図る。

また、関係機関との連携の上、歴史・文化に関する情報発信に努める必要がある。

⑤ 河川空間利用

旭川及び百間川の河川敷にはテニスコート、サッカー場、多目的広場等の数多くのスポーツ施設や公園が整備されており、これらの貴重なオープンスペースは多くの市民に利用されている。

また、旭川中流地区の^{まきいし}牧石地区は、河川敷にグラウンド等がありスポーツ等の河川利用が盛んな場所となっている。

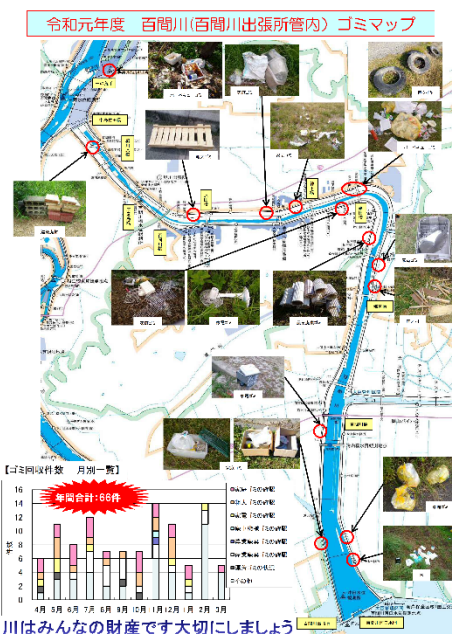
⑥ 不法行為

旭川の沿川には岡山城や岡山後樂園等の観光施設やスポーツ公園が存在し、河川敷の利用が盛んな河川である。一方で、プレジャーボート等の不法係留やゴミ等の不法投棄等の不法行為により、護岸の損傷や洪水の安全な流下の妨げ、河川環境及び景観の悪化が懸念されている。

日常の河川巡視報告（RiMaDIS：河川維持管理データベース）を活用した、ゴミマップを作成（年1回更新）して、HPへ公開を行う等、不法投棄削減にむけた取り組みを行っている。



不法投棄の状況（旭川）



ごみマップ（旭川、百間川）

2.6 水利用の状況

旭川水系の水利用は、農業用水として約 9,600ha におよぶ農地に利用されているほか、総最大出力約 9 万 KW の発電や岡山市等の水道用水、工業用水に利用されている。

水資源開発については、都市用水の増大に伴い、水資源の広域的かつ合理的な利用の促進を図るために、岡山県により旭川ダム再開発が昭和 58 年度に完成した。

国管理区間の水利用は、農業用水約 18.3m³/s、水道用水約 2.4m³/s、工業用水約 2.8m³/s、その他（後楽園庭園用水）として約 0.1m³/s の許可水利があり、農業用水の利用が最も多く約 80%を占める。

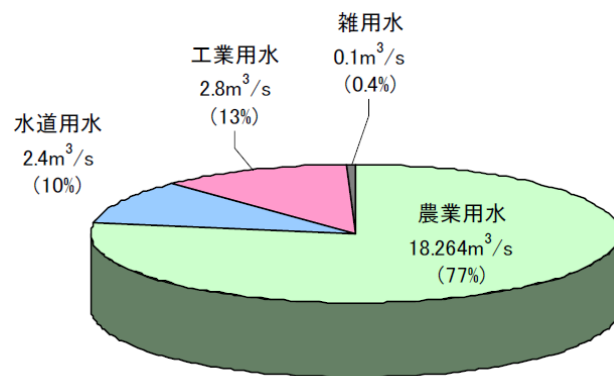


図 2.6.1 旭川の水利用割合（国管理区間）

3 河川維持管理上留意すべき事項

3.1 河道内の樹林化

河道内に樹木が密生すると、河積が減少し洪水流下を阻害したり、河川巡視や河川監視カメラの視界阻害を生じたり、土砂堆積を助長する場合があります。

このため、河道内の樹木については、計画的に伐採等の維持管理を実施している。

3か年緊急対策(平成30年度から令和2年度)等により、多くの箇所において河道掘削、樹木伐採を実施しており、樹木の再繁茂抑制に留意した計画的な対策を実施する必要がある。



整備後の現状
(玉柏箇所、令和2年)

3.2 河川管理施設の老朽化

旭川は、大正15年(昭和元年)から抜本的な改修に着手しており、旭川の堤防は昭和初期に築堤されたものが多く、護岸等の老朽化による機能の低下が懸念されている。また、その他の河川管理施設(堰、水門、排水機場、樋門・樋管)についても、設置後30年を超えるものが8割程度を占めるなど全体的に劣化・老朽化が進行しており、機能の低下が懸念されている。

このような状況から、河川管理施設の維持管理にあたっては、河川管理施設の老朽化に留意し、適切に維持管理する必要がある。

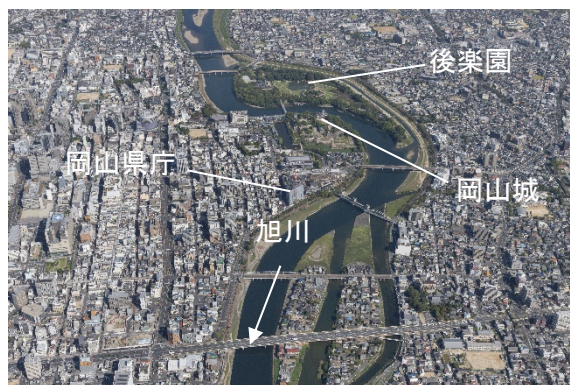


3.3 岡山市中心部を流れる旭川特有の課題

旭川の下流部は、人口・資産の集積が著しい岡山市の中心部を流下する都市河川であり、洪水によりひとたび堤防決壊等が発生した場合には甚大な浸水被害が生じる可能性が高い状況にあるが、二日市地区には一部堤防が未整備の区間があり、近年では平成10年10月洪水、平成23年9月洪水により、二日市地区では家屋浸水被害が発生した。また、旭川の中州に位置する東中島地区及び西中島地区においても、地盤高が若干低いため、平成10年10月洪水、平成23年9月洪水により浸水被害が発生している。このため、旭川の維持管理にあたっては、一部堤防が未整備の区間があることに留意し、関係機関と連携して洪水発生時の防災体制を構築するなど、適切に維持管理する必要がある。

また、旭川の下流部には、日本三名園の一つである岡山後楽園や岡山城など岡山を代表する観光資源が存在し、それらのほとりを流れる旭川とともに歴史と水辺に親しめる都市景観を創出しており、多くの観光客等により旭川の河川敷も利用されている。さらに、旭川後楽園派川の左岸側には約140本の桜が並木を形成し、「旭川さくらみち」と呼ばれ広く市民に親しまれており、毎年春には「岡山さくらカーニバル」も開催されている。しかし、これらの「旭川さくらみち」の桜は、根の成長による河川管理施設（護岸、樋門等）の損傷、土壌の緩み・空洞化による堤防等の損傷、強風や流水による倒木とそれに伴う堤防や堤防等の損傷など、河川管理上の様々な支障が想定される。さらに、これらの桜のほとんどは昭和32年に植樹されたもので、植樹から50年以上が経過しており、桜の衰弱や老木化が進行しており、倒木等の危険性がより一層高まっている状況にある。

このような状況を踏まえ、河川の維持管理にあたっては、河川敷の利用者等に配慮するとともに、「旭川さくらみち」については、関係機関等と連携して適切に維持管理する必要がある。



岡山市中心部を流れる旭川



平成10年10月洪水の状況



旭川さくらみち



桜の老木化の状況

3.4 洪水・高潮・内水氾濫に弱い地形特性

旭川・百間川の下流部は、江戸時代に水田不足を補う目的で行われた新田開発により、児島湾を干拓して新たに造成されたという歴史的な経緯がある。干拓地として造成された旭川・百間川の下流部にはゼロメートル地帯の低平地が広がり、人口・資産が集中している。そのため、洪水や高潮により一度堤防が決壊すると、甚大な被害が発生するおそれがある。

また、低平地であることにより倉安川沿川では、平成 10 年 10 月洪水(台風第 10 号)、平成 16 年 8 月洪水(台風第 16 号)等、近年でも内水氾濫が生じている。このため、関係機関と協力し、倉安川沿川及びその周辺の内水被害軽減を目的として、ハード対策(排水機場の増設、倉安川の河川改修、流域対策施設の整備など)と岡山市、岡山県及び地域住民が連携したソフト対策を重層的かつ段階的に実施する「旭川総合内水対策計画」を平成 22 年 3 月に策定し、対策を実施している。

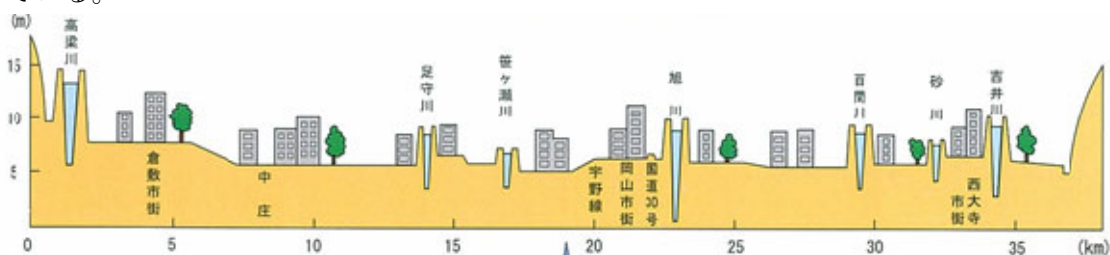


図 3.4.1 水面より低い市街地の状況

3.5 水不足が生じやすい地域特性

旭川における近年の主な渇水は、平成 6 年、平成 14 年に発生している。特に全国的な渇水となった平成 6 年には、8 月 17 日～9 月 30 日までの 45 日間にわたり、上水道用水最大 20%、工業用水最大 30%、農業用水最大 50%の取水制限が実施された。また、平成 14 年の渇水は 9 月 11 日～11 月 19 日の 70 日間にわたり、上水道用水最大 10%、工業用水最大 20%、農業用水最大 30%の取水制限が実施された。

このように、旭川流域の多くは瀬戸内海式気候に属しており、全国的に見ると雨が少ない地域である一方で、農業用水をはじめとして水利用が多い地域でもあるため、古くから水不足が生じやすい地域特性を有している。

このような状況から、河川の維持管理にあたっては、渇水による被害を最小限に抑えるよう、少雨やダム貯水量の低下により渇水が生じた場合は即座に渇水調整会議の招集ができるようにするなど、日頃から旭川水利用協議会を組織して渇水に備えた体制の整備が必要である。

3.6 地震・津波に対する備え

旭川水系の下流域に位置する岡山市は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく防災対策推進地域に指定されており、甚大な被害が想定されているほか、津波の襲来も予測されている。

この東南海・南海地震が発生した場合、岡山平野の広範囲で地盤の液状化が発生することが懸念されており、堤防や樋門等の河川管理施設が被災する可能性があるほか、津波の襲来が予想される区間においては樋門等の操作ができない可能性もある。

このため、堤防等の河川管理施設の耐震対策等が順次進められているところであるが、これらの対策は、多額の費用と相当の年月を要することが想定される。

このような状況から、河川管理施設の維持管理にあたっては、平常時の維持管理に加え、地震・津波発生時の巡視・点検、CCTV カメラ等を活用した監視等の体制を確保する必要がある。

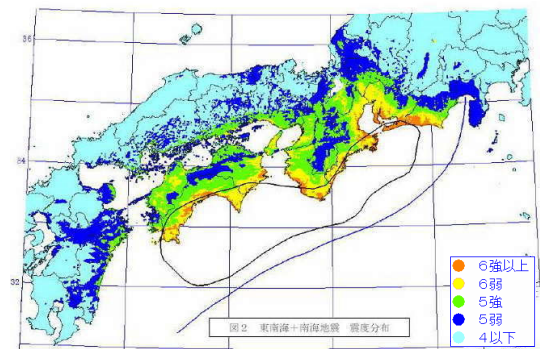


図 3.6.1 東南海+南海地震の想定震度分布
(出典：中央防災会議資料)

3.7 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

旭川には、干潟・ヨシ原、湧水・ワンド、中洲や水際の植生など多様性に富んだ自然環境が各所に分布し、多様な生物の生息・生育・繁殖空間となっている。

このような状況を踏まえ、河川の維持管理にあたっては、貴重な動植物等の生息・生育・繁殖環境の保全に十分配慮する必要がある。

3.8 特定外来生物の侵入

近年、旭川・百間川においても、特定外来生物の侵入が問題となっており、「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」に基づき国土交通大臣が防除の主務大臣となっている特定外来生物 5 種のうち、オオキンケイギクとアレチウリも確認されている。また魚類では、ブルーギルやオオクチバスの生息も確認されている。

これらの特定外来生物の増加は、在来の生物種の駆逐、生態系のバランスの崩壊、在来種の遺伝的な独自性の喪失などの悪影響が懸念される。また、特定外来生物の混入している刈草については、拡散防止の観点から、飼料化や堆肥化といった資源の有効利用や除草コストの縮減に資する取り組みが法的に規制される。



堤防に繁茂するオオキンケイギク

このような状況を踏まえ、特定外来生物の防除に留意するものとし、旭川・百間川においては、堤防除草等の河川維持管理にあたり、特にオオキンケイギクの防除を今後も継続的に努めていく必要がある。

4 河川の区間区分

旭川水系の国管理区間は、岡山市街地を貫流しており、治水上の影響が極めて大きい区間（沖積河川であり、氾濫域に多くの人口・資産を有し、堤防によって背後地を守るべき区間）であるため、全管理区間を最重要区間Aとする。

表 4.1.1 旭川水系 管理区間の区間区分

河川名	区間		延長 (km)	河川の区間区分
	上流端	下流端		
旭川	左岸：岡山市北区牟佐字高尾 1673 番地先 右岸：岡山市北区玉柏字宮本 2744 番地先	海に至る	17.5	A
百間川	旭川からの分派点	海に至る	12.9	A

(参考) 国管理河川の区分の目安

A	大部分の国管理河川（沖積河川であり、氾濫域に多くの人口・資産を有し、堤防によって背後地を守るべき区間）。
B	国管理河川のうち、堤防を必要としない区間や山間部や支川などの一部区間。

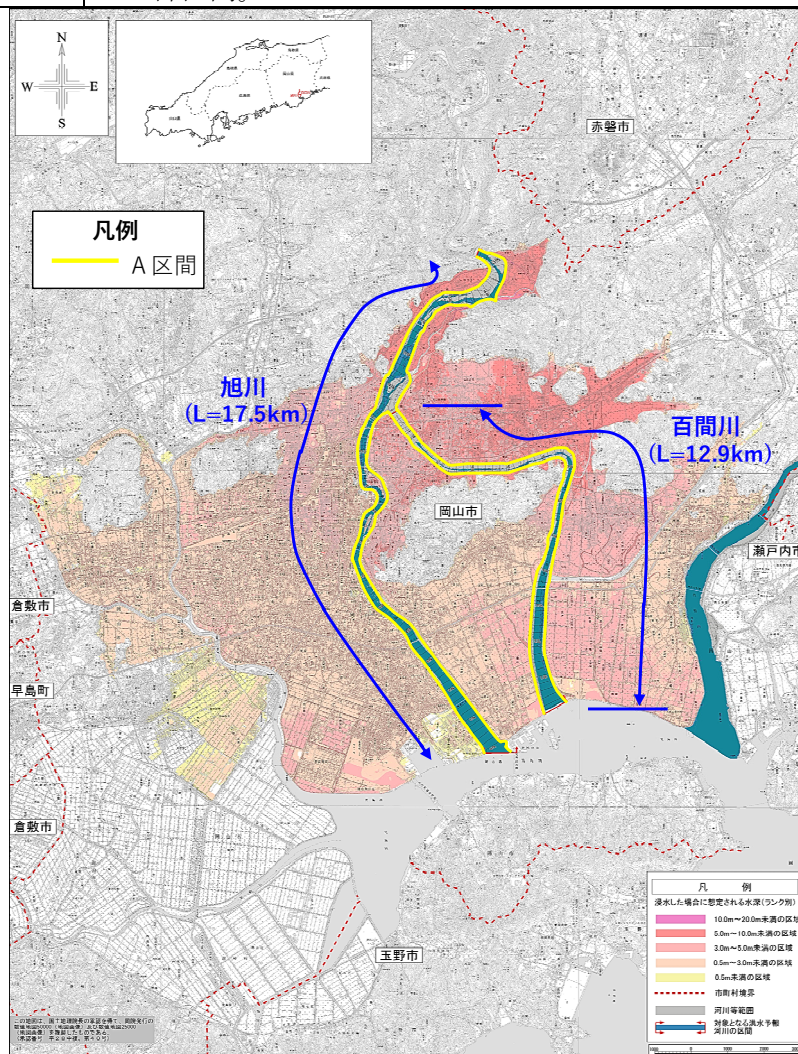


図 4.1.1 旭川区間区分図（下図は浸水想定区域図を使用）

5 河川維持管理目標

河川維持管理目標は河川管理の目的に応じて、洪水、高潮、津波等による災害の防止、河川区域等の適正な利用、河川環境の整備と保全等に関して設定することとする。

洪水、高潮、津波等による災害の防止については、具体の対象として河道流下断面の確保と、施設の機能維持に分けて設定することとする。

河川区域等の適正な利用については、河川敷地の不法占用や不法行為等への対応に関して設定することとする。

河川環境の整備と保全等については、河川整備計画等に基づいて河川環境の整備と保全に関して設定することとする。

水防等については、河川の特長や地域の状況、出水特性等に応じて、水防管理団体への協力、連携や情報提供に関して設定するとともに、出水、水質事故、地震時等の対応に必要な施設・機器の準備や対応等に関して設定することとする。

5.1 河道流下断面の確保

河川維持管理における河道流下断面の確保は、現況河道の流下断面を確保することを基本とする。

現況の河道流下断面において、河川整備計画の目標流量が確保されている区間については、河川整備計画の目標流量を流下出来る断面の維持を図る。

また、維持管理計画の履行中に流下能力の向上を図るため、河床掘削等により河積拡大を伴う河道改修を実施した場合には、改修後の流下断面を維持すべき流下断面とする。

また、定期的な測量や樹木の繁殖状況に関する調査等により現況河道の流下能力を適宜評価し、出水等による土砂堆積や河道内樹木の繁茂により河道流下断面が不足していることが確認された場合は、堆積土砂の撤去や河道内樹木の伐開等について検討する。

流下断面を確保するため、河床掘削や樹木伐採を実施する場合には、瀬や淵の保全に努め、陸域の生物を含めた生物の生息・生育・繁殖環境に配慮する。

5.2 施設の機能維持

(1) 河道（河床低下・洗掘）

現在、旭川・百間川の河道は安定傾向にあるが、洪水等により河床低下や洗掘が発生した場合は、堤防や護岸等の施設の機能に重大な支障を及ぼすことが懸念される。

以上のことから、河道の維持管理にあたっては、河床高の変化や局所的な洗掘について、定期的な測量や河川巡視等により早期発見に努め、必要な対策を実施することにより、堤防、護岸等の施設の機能に重大な支障を及ぼさないことを目標とする。

(2) 堤防

旭川及び百間川の堤防は、周辺地域に干拓等で形成された低平地が広がっており、洪水・高潮に弱い地形特性を有していることや、氾濫域に岡山県の社会・経済・文化の基盤をなす

岡山市の中心部を抱えていることなどから、治水上極めて重要な施設である。

しかし、土で構築された堤防は、一般的に、長時間にわたる水の浸透により強度が低下すること、流水により洗掘されやすいこと、越流に対して弱いこと等の欠点を有している。旭川の現在の堤防は、主に昭和初期から順次築堤されてきたもので、築堤材料や締固め方法等不明な要素も多く、護岸背面の土砂の流出による空洞化等の危険性があるほか、二日市地区には一部堤防が未整備の区間もある。

また、樋門等の堤防を横断する構造物の周辺においても一連区間の堤防と同じ水準の機能が確保されるよう維持監視する必要がある。

以上のことから、堤防の維持管理にあたっては、点検や河川巡視による的確な状態把握に基づき必要な対策を実施することにより、現況の断面（高さ、天端幅、法勾配等）を維持することを基本とし、耐浸透機能、耐侵食機能などの所要の治水機能が保全されることを目標とする。

なお、堤防が未整備の区間については、関係機関と連携して洪水発生時の防災体制を構築する。

(3) 護岸、根固工、水制工

護岸、根固工、水制工の力学的安定性については、既往の研究成果等を踏まえて検討することはできるが、変状をどの程度まで許容できるかは必ずしも明らかではない。また、護岸の被災原因としては、吸い出しによる護岸背面の空洞化や水面下の基礎部分の洗掘等が多く、いずれも目視による点検だけでは把握困難であるが、目地の開きや土砂の流出痕、根固工の沈下等の変状を早期に発見するとともに継続的に監視し、必要に応じて適切な対策をとる必要がある。

以上のことから、護岸、根固工、水制工の維持管理にあたっては、点検や河川巡視による的確な状態把握に基づき必要な対策を実施することにより、耐侵食性等所要の機能が確保されることを目標とする。

(4) 堰、水門、樋門、排水機場等

旭川の抜本的な改修は大正 15 年（昭和元年）から着手されており、堰、水門、樋門、排水機場等についても、全体的に劣化・老朽化が進行しており、機能の低下が懸念されている。

以上のことから、堰、水門、樋門、排水機場等については、予防保全型の長寿命化を図り、適切に管理を行うことにより、それぞれの施設の所要の機能が維持されることを目標とする。

① 土木施設

堰、水門、樋門、排水機場等の土木施設部分については、出水期前の点検や河川巡視による監視を行い、必要に応じ補修等を適宜実施することにより、所要の機能が確保されることを目標として維持管理するものとする。これらの施設については、クラック、コンクリートの劣化、沈下等の変状等、各々の施設に機能低下のおそれがある変状がみられた場合には、継続的に監視し、変状の状態から施設の機能の維持に支障を生じると判断される場合に必要な対策を実施することを基本とする。なお、堰、水門等の土木施設部分については、補修等

が必要な変状の程度は必ずしも明らかになっていないため、点検及びその結果の分析を積み重ね、対策や維持管理計画等に反映するよう努める。

また、旭川の水は、下流の工業地帯への工業用水や、広大な水田のかんがいに利用されているため、大規模かつ重要な取水・排水等の許可工作物が多く設置されている。このため、許可工作物についても、河川巡視等に合わせて監視し、これらの損壊等が原因で生じる事故等の発生を防止し、所要の機能が確保されることを目標として適切に指導監督を行う。

② 機械設備・電気通信施設

河川管理施設に係る機械設備・電気通信施設は、故障等が発生した場合は家屋の浸水や河川管理上の重要な情報の欠測など極めて重大な被害が生じる可能性が高い。そのため、これらの設備については操作規則等に則り適切に操作しなければならず、各種の基準・指針等に則って厳格に実施するものとし、適切に保守点検を行うなどにより、全ての河川管理施設について、所要の機能が確保されることを目標とする。

内水対策として重要な排水機場のゲート設備・ポンプ設備は特に重要な施設であり、異常音、腐食等、各々の施設が維持すべき機能が低下するおそれがある変状がみられた場合は早急な対策が必要である。

また、許可工作物に係る機械設備・電気通信設備についても、所要の機能が確保されることを目標として適切に助言・指導を行う。

(5) 水文・水理観測施設

雨量や水位観測及びこれによる通年の流量観測等の水文観測は、最も重要な河川情報であり、継続的に実施することが求められる。このため、水文観測業務規程に定めた保守点検を厳格に実施することにより、全ての雨量観測所、水位及び水位流量観測所における観測について、欠測をなくし適正な観測がなされるよう努める。

5.3 河川区域等の適正な利用

治水、利水、環境の河川管理の目的を達成するためには、河川区域、河川保全区域及び河川予定地が適正に利用されることが前提となるので、河川区域等における不法投棄や船舶の不法係留等の治水あるいは河川環境上の支障となる行為や、一部の利用者による危険な行為等への対応が必要である。

そのため、河川巡視・安全利用点検あるいはCCTVによる重点監視を行うなど河川利用の状況や地域の実態を把握するとともに、関係地方公共団体、警察、自治会等と協力・連携して不法投棄や船舶の不法係留等の不法行為に対して適切に対応することにより、河川区域等の適正な利用が促進されることを目標とする。

5.4 河川環境の整備と保全

旭川水系河川整備基本方針及び旭川水系河川環境管理基本計画に基づき、旭川・百間川における河川環境の整備と保全に関する目標を以下のとおりとする。

① 自然環境

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。

魚類等の移動の連続性を確保するとともに、産卵環境の保全に努める。

旭川・百間川で確認されている、貴重な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。

② 河川の空間利用

多くの人々から利用されている現在の状況を踏まえ、イベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育等、幅広い分野における利用の継続に寄与する川づくりを目指す。

整備にあたっては、河川環境管理基本計画*のブロック別の基本方針を踏まえた上で実施する。

*河川環境管理基本計画：河川の治水及び利水機能を確保しつつ、河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めたもの。

表 5.4.1 河川の空間利用に関するブロック別の基本方針

ブロック名	河川名	区分	目標
都市ブロック	旭川	浜野,平井地先 ～百間川分派点	テーマ：歴史とまちなみの調和したうるおい空間 岡山市街地を流れる旭川は、城下町岡山のシンボル「岡山城・岡山後樂園」や沿川の都市景観と調和して、都市空間にうるおいを与える美しい河川景観を形成している。このため、周辺地域と調整し、うるおいのある河川景観の保全と創造を図るとともに、川に親しめるよう管理する。
百間川ブロック	百間川	河口 ～旭川からの分派点	テーマ：ゆとりのオープンスペース 百間川は、改修によって新たに広大な河川敷が整備され、都市化の進む沿川地域に貴重なオープンスペースを提供している。このため、連続した広い高水敷では、各種スポーツをはじめ多目的な利用が出来るよう管理するとともに、水辺では、貴重な自然環境を保全しつつ、水遊びや自然観察等自由なレクリエーションが楽しめるよう管理する。
都市近郊ブロック	旭川	河口～浜野,平井地先 百間川分派点 ～国管理区間上流端	テーマ：水辺に憩うふれあい空間 沿川には岡山市近郊の住居地域が広がっており、周辺の自然レクリエーション地とともに、高水敷や水辺が人々の憩いやふれあいの場として親しまれている。このため、気軽にレクリエーションや水辺散策等が楽しめるよう管理する。

③ 河川景観

旭川の JR 山陽本線橋梁付近から上流の区間と百間川については、河道内で樹木や竹類の繁茂により、水辺やれき河原の見える美しい河川景観を阻害することが懸念されることから、河川景観の保全・維持に努める。

④ 水質

水道用水、工業用水、農業用水等の安全な取水や子供たちが安心して水遊びを楽しむことができるよう、環境基準を満足する現在の良好な水質の監視を行う。

6 河川の状態把握

6.1 基本データの収集

(1) 水文・水理等観測

① 基本的な考え方

水文・水理観測、水質調査は、河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規定、河川水質調査要領等に基づき実施するものとする。

② 実施場所、頻度・時期

降水量、水位等の観測は自動観測とするが、河川管理上特に重要となる高水流量観測は所要の地点において、計画的、迅速に実施するものとする。また、流量の正常な機能の維持のためには、低水流量の把握が重要であり、必要な箇所と時期において実施するものとする。また、水質調査は、公共用水域の水質把握等に必要とされる適切な箇所において実施するものとする。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 水位観測については、基準とする観測所を優先して二重化を行う。
- ・ 高水流量観測については、観測値の流量規模に偏りがないよう、氾濫注意水位を超過する出水のみならず、水防団待機水位程度の出水においても観測を実施する。また、水位流量曲線が水面勾配の影響を受けて時系列的にループを描く場合もあるので、洪水の上昇期だけでなく下降期にも観測を実施する。
- ・ 低水流量観測については、同一地点での観測を原則として、流速に応じた適切な測定機器を選定して実施する。
- ・ 水質観測については、採水を行う際に流量が安定している必要がある。このため、降雨中及び降雨後の増水期等を避け、原則、流量の比較的安定している低水流量時を選んで行う。
- ・ 水文・水理等観測の実施にあたっては、必要に応じて新技術を活用して実施する。



高水流量観測の実施状況



低水流量観測の実施状況

(2) 測量（縦横断測量・平面測量）

① 基本的な考え方

現況河道の流下能力、河床の変動状況等を把握するため、適切な時期に縦横断測量を実施するものとする。また、平面測量は、縦横断測量にあわせて実施するものとする。ただし、河川の平面形状の変化がない場合等、状況により間隔を延ばす、部分的な修正とする等の工夫を行うものとする。

一連区間の縦横断測量を実施した際には、過去の断面との重ね合わせにより顕著な堆積に伴う流下阻害、局所洗掘、河岸浸食等危険箇所の発生や変化の状態を把握し、あるいは流下能力の評価を実施するものとする。

② 実施場所、頻度・時期

縦横断測量は5年以内に1回程度実施するものとする。また、出水により大きな河床変動を生じた場合には実施するものとする。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 縦断測量については、距離標位置のほか、堤防上の変化点、構造物及び水位標のある位置において河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説に基づき実施する。
- ・ 横断測量については、距離標を基準にして、その見通し線上の高低を測定する。また、前回の測量以降に河川改修、砂利採取等の人為的な形状変更があった場合は、その範囲、行為（要因）、実施期間等を図面上に記載するものとする。
- ・ 測量の実施にあたっては、必要に応じて新技術を活用して実施する。

(3) 河道の基本データ（河床材料調査・河道内樹木調査）

① 基本的な考え方

河道の基本データの収集のために、測量に加えて河床材料調査、河道内樹木調査を実施する。

② 実施場所、頻度・時期

河床材料調査は縦横断測量と合わせて実施することを基本とし、必要に応じて実施するものとする。

河道内樹木調査は年1回程度の目視点検により確認することを基本とし、航空写真の撮影や河川巡視等によって樹木分布や密度の概略を把握する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 河床材料調査に係る具体の調査方法については、河川砂防技術基準調査編による。
- ・ 河道内樹木調査については、航空写真や河川巡視等によって樹木分布や密度の概略を把握するとともに、伐木を実施した箇所や新たな樹林化を確認した箇所については、重点的な調査を実施するよう努める。
- ・ 河床材料調査・河道内樹木調査の実施にあたっては、必要に応じて新技術を活用して実施する。

(4) 河川環境の基本データ（河川水辺の国勢調査）

① 基本的な考え方

河川環境の整備と保全を目的とした河川維持管理を行うにあたっては、河川における生物の生息状況等を把握することが基本となる。また、河川の利用実態や河川に係る歴史文化の把握も重要である。

このため、河川の自然環境や利用実態に関して、河川水辺の国勢調査を中心として包括的、体系的、継続的に基本データを収集するものとする。

② 実施場所、頻度・時期

国管理区間において「河川水辺の国勢調査（河川版）マニュアル」等に基づいて、調査を実施する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 各調査の実施にあたっては、当該調査に関し専門的知識を有する学識経験者等を「河川水辺の国勢調査アドバイザー」として委嘱し、調査計画、調査実施、調査成果等についての助言を得つつ実施するものとする。
- ・ 河川水辺の国勢調査に係る具体的な調査方法については、河川水辺の国勢調査マニュアルによる。
- ・ 上記調査のほか、自然環境の状況把握として、アユ等の産卵場調査、鳥類の繁殖場調査、植生外来種調査、魚道の状況調査等の実施についても検討する。
- ・ これらの河川環境調査の結果を河川維持管理に活用するため、河川環境情報図として整理することに努める。
- ・ 河川環境に関する基本データの収集・整理にあたっては、学識経験者や地域で活動する市民団体、NPO 等との連携・協働にも努める。

(5) 観測施設、機器の点検

① 基本的な考え方

河川維持管理の基礎的資料である降水量、水位、流量等の水文・水理データを適正に観測するため、水文観測業務計画に基づき定期的に観測施設、機器の点検を行うものとする。

② 実施場所、頻度・時期

機器の正常な稼働や観測状況を確認するため、原則年 1 回の総合点検及び月 1 回の定期点検を行う。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 観測施設、機器については、観測が確実に行われているかどうかを調べるために、適切に点検する。点検の内容等は、河川砂防技術基準調査編による。観測施設に付属する電気通信施設については、年 1 回以上の総合的な点検を実施することを基本とする。
- ・ 水文・水理観測施設については、適切に点検・整備を行い、必要とされる観測精度を確保できないような変状を確認した場合には、対策を実施する必要がある。対策は水文観測業務規程等に基づいて実施することを基本とする。
- ・ 樹木の繁茂等により降水量、流量観測等に支障を生じないように、必要に応じて伐開等を実施する。水文・水理観測施設に付属する電気通信施設についても、適切に点検・整備を行

うものとする。

- ・ 気象業務法及び同法に基づく気象機器検定規則により、転倒ます型自記雨量計は5年ごとに検定を行う。
- ・ 観測施設、機器の点検の実施にあたっては、必要に応じて新技術を活用して実施する。

6.2 堤防点検等のための環境整備（除草）

(1) 堤防除草

① 基本的な考え方

堤防点検、あるいは河川の状態把握のための環境整備として、堤防状況等に応じた除草を行うものとする。

② 実施場所、頻度・時期

出水期前及び台風期の堤防の点検に支障がないよう、それらの時期に合わせて年2回実施する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 植生の繁茂状況等により年2回では堤防の変状が把握できない場合や、洪水時における漏水の状況等を把握する必要がある場合等には、経済性等を十分に勘案して追加の除草を検討実施するものとする。
- ・ 堤防除草にあたっては、堤防の変状にも留意し、可能な限り状況把握にも努める。
- ・ 具体の除草の手法等については、7.2(1)2)による。

(2) 高水敷除草

① 基本的な考え方

高水敷等に植生が繁茂し、あるいは樹木が密生する等により河川巡視や水文・水理観測等に支障が生じる場合には、必要に応じて除草・伐開を実施する。また、地域のニーズを把握し、河川利用者が安全に利用できる環境整備のための除草が必要な場合は、高水敷の利用者である関係自治体や地域住民との連携・協働について検討する。

6.3 河川巡視

(1) 平常時の河川巡視

① 基本的な考え方

平常時の河川巡視は河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異状及び変化等を概括的に把握するために行うものである。河川巡視は、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に



河川巡視の実施状況

関する情報収集を対象として、中国地方整備局平常時河川巡視規程に基づき河川巡視計画を作成し、計画的かつ効率的、効果的に行うことを基本とする。

② 実施場所、頻度・時期

国管理区間においてあらかじめ設定した巡視項目について巡視を行う一般巡視は週 2 巡実施を基本とし、巡視項目、目的、場所等を絞り込んだ目的別巡視は適宜実施する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 平常時の河川巡視は、車上巡視を主とする一般巡視を基本とする。また、徒歩による巡視、水上巡視等を含め場所・目的等を絞った目的別巡視を必要に応じて加え、巡視計画を立案して実施するものとする。
- ・ 休日・夜間巡視は、必要に応じて実施する。
- ・ 効果的・効率的な河川の状態把握を行うため、必要に応じて CCTV を活用した河川巡視も実施する。
- ・ 巡視により、異状等を発見した場合は、ただちにその状況を把握し、適切に是正するよう努める。
- ・ 河道及び河川管理施設の河川巡視にあたっては、河岸、河道内の堆砂、河口閉塞、樹木群、あるいは堤防、護岸・根固工、堰・水門等について目視により確認可能な変状を把握することを基本とする。特に点検により変状が確認された箇所については留意する。
- ・ 車止め、標識、距離標等の施設についても目視によりあわせて巡視することを基本とする。
- ・ 河川空間の利用や自然環境に関する日常の状態把握については、瀬、淵、濤筋の状態、砂州の位置、鮎等の産卵場となる河床の状況、鳥類の繁殖場となる河道内の樹木の状況、樹木の洪水流への影響、魚道の状況、堤防や河川敷地の外来植生の状況、河川利用の状況等について、平常時の河川巡視により行うことを基本とする。
- ・ 河川巡視により許可工作物についても状況を把握し、異状等が認められた場合には必要に応じて設置者に対し対策を講じるよう助言・指導する。
- ・ 巡視の効率化を図るため、RiMaDIS（河川維持管理データベース）を活用した河川巡視を実施する。

(2) 出水時の河川巡視

① 基本的な考え方

洪水及び高潮による出水時には、必要な区間の河川巡視を中国地方整備局出水時河川巡視規程に基づき適切に実施し、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況など、概括的な河川の状態把握を迅速に行うものとする。

② 実施場所、頻度・時期

国管理区間のうち出水等が生じている区間について、氾濫注意水位を上回る洪水・高潮が生じた場合に出水時河川巡視を実施する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 出水時においては、状況が時々刻々と変化し、これに対応して適切な措置を迅速に講じる必要がある。

- ・ 河川利用者の安全確保の観点から、河川巡視により河川利用者が確認された場合は避難を呼びかけるなど適切に対応する。
- ・ 許可工作物については、出水時に撤去すべき工作物に留意する。
- ・ 河川巡視により漏水や崩壊等の異状が発見された箇所においては、水防管理団体と調整し、直ちに水防作業や緊急的な修繕等の適切な措置を講じる必要があることから、日頃から市町等との連絡体制を確認しておく。
- ・ 必要に応じて市町等を通じて水防団の活動状況等を把握するとともに、巡視の際に水防活動を確認した場合はその作業状況についても把握する。
- ・ 巡視の効率化を図るため、RiMaDIS（河川維持管理データベース）を活用した河川巡視を実施する。
- ・ 出水時に UAV による巡視を行うなど監視の強化を行う。

6.4 点検

(1) 出水期前、台風期、出水中、出水後等の点検

1) 出水期前、台風期

① 基本的な考え方

毎年、出水期前の適切な時期に、徒歩を中心とした目視により、あるいは計測機器等を使用して、河道及び河川管理施設の点検を行うものとする。また、土堤では台風期に同様の点検を行うものとし、河道及び他の河川管理施設についても必要に応じて台風期の点検を実施する。

なお、出水期前、台風期の点検にあたっては、「堤防等河川管理施設の点検要領」に基づき、点検結果の評価、詳細点検（調査を含む）あるいは補修等の適切な対策の判断の前提となる変状・変化を発見・観察することを目的とする。

また、旭川水系の出水期は以下のとおりである。

旭川水系の出水期	6月15日～10月15日
----------	--------------

② 実施場所、頻度・時期

国管理区間において出水期前点検（土木施設）は11月から翌年の5月までの間の適切な時期、台風期点検は8月から10月までの間の適切な時期に点検を実施する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 出水期前及び台風期の点検においては、徒歩による目視もしくは計測機器等を使用し、出水期前点検では堤防、護岸、根固工、床止めの変状の把握、樋門、堰等の損傷やゲートの開閉状況の把握等、台風期点検では堤防（構造物周辺の堤防を含む）の具体的な点検を行うことを基本とする。
- ・ 堤防、護岸等の点検は、目視を中心として、堤防等河川管理施設の点検要領等に基づいて実施することを基本とする。なお、点検にあたっては、既往の点検により確認されたクラ



堤防点検の実施状況

ック等について経時的な変状を比較するなど重点的に確認する。

- ・ 堤防強化工事等で整備した堤体法尻のドレーンは、時間の経過とともに、目詰まりや吸出防止材の破損等が懸念される。そのため、ドレーン本体の石抜きやドレーン周辺の変状についても注意して点検する。
- ・ 作業の効率化を図るため、RiMaDIS（河川維持管理データベース）を活用した点検を実施する。

2) 出水中

① 基本的な考え方

出水中には、洪水流の流向、流速、水あたり等の洪水の状況等を把握するため、必要に応じて点検（調査）を実施する。

② 実施場所、頻度・時期

国管理区間のうち出水等が生じている区間において、氾濫注意水位を上回る洪水、高潮が生じた場合に点検を実施する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 現地における点検（調査）に加え、空間監視や施設監視のために設置されている CCTV も活用し、異状等の早期発見に努める。
- ・ 必要に応じて航空写真撮影等の手法も検討する。

3) 出水後等

① 基本的な考え方

出水後、津波後等においては、河道、河川管理施設の変状等を把握するために、必要に応じて点検を実施する。また、計画高水位を上回るような規模の洪水があった場合には、堤防等の被災状況について必要に応じてさらに詳細な点検を実施する。

② 実施場所、頻度・時期

国管理区間のうち出水等が生じた区間において、氾濫注意水位を上回る洪水、高潮が生じた場合に点検を実施する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 点検事項については以下に留意し、出水期前点検を基本として設定するものとする。

(i)河道の状態把握

出水後の河床の洗掘、堆積、河岸の侵食、樹木の倒伏状況、流木の発生状況、生物の生息環境等の状況あるいは高潮・津波後の河道の状況等を把握し、河道計画、維持管理計画等の見直しのための重要なデータを蓄積するため、出水後の河道の状態把握を行うものである。

氾濫注意水位を上回る洪水等が生じた場合は、出水後等の点検を実施することを基本とし、必要に応じて縦横断測量等を実施する。また、局所的な深掘れ、堆積等が生じた場合には必要に応じて詳細な調査を実施する。大規模な河岸侵食等の河床変動が生じた場合には、必要に応じて平面測量も実施する。

(ii)洪水痕跡調査

洪水の水位到達高さ(洪水痕跡)は、河道計画検討上の重要なデータとなる。洪水痕跡調査は、氾濫注意水位を越える等の場合に、堤防等に連続した痕跡が残存する際に実施することを基本とする。

(2) 地震後の点検

① 基本的な考え方

岡山河川事務所管内の地震観測点において、震度4以上の地震が観測された場合、中国地方整備局河川管理施設等地震後点検要領等に基づき、河川管理施設の状況等を点検するものとする。

② 実施場所、頻度・時期

震度4以上の地震が観測された区間の点検を実施するものとする。

- ・ 点検区分毎に定められた観測地点における震度が5弱以上の地震の場合には、対象区間について、1次点検及び2次点検により被害状況を把握する。
- ・ 点検区分毎に定められた観測地点における震度が4の地震の場合には、対象区間について、以下のいずれかに該当する場合には1次点検を実施するものとし、重大な被害が確認された場合には必要に応じ2次点検を行うものとする。
 - イ. 出水により水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達するおそれのある場合。
 - ロ. 直前に発生した地震又は出水、もしくはその他の原因により既に河川管理施設又は許可工作物が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。
- ・ 前項のイ、ロに該当しない場合においては、地震発生の当日又は翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）に平常時河川巡視により、河川管理施設等に被害等がないかを確認することで点検に代える。ただし、重大な被害が確認された場合には2次点検を行うものとする。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 津波の影響が予測される区間の点検については、気象台が発表する津波警報・注意報、津波情報などをふまえるとともに、CCTVなどを活用して安全確保に努める必要がある。
- ・ 余震等の発生も懸念されることから、点検者の安全確保には十分留意する。
- ・ 作業の効率化を図るため、RiMaDIS（河川維持管理データベース）を活用した点検を実施する。

(3) 親水施設等の点検

① 基本的な考え方

河川利用は、利用者自らの責任において行われることが原則であるが、親水を目的として整備した施設については、その機能と安全性を確保する観点から施設点検が必要であり、河川利用者が特に多い時期を考慮し、安全利用点検に関する実施要領等に基づき安全利用点検の実



安全利用点検の実施状況

施計画を作成して点検を実施する。

許可工作物及び占用区域が対象区域と隣接している場合において、当該許可工作物管理者および占有者と一体的に点検を実施する必要がある場合には、あらかじめ他の管理者と調整し、共同で点検を実施するものとする。

② 実施場所、頻度・時期

高水敷公園等親水施設を対象に、陸上部についてはゴールデンウィーク前までの適切な時期に、水面部については小学校等の夏休み前までの適切な時期に点検を実施する。点検箇所によっては、冬期風浪や梅雨による増水等を考慮し適切な時期に実施する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 安全利用点検の実施にあたっては、河川利用者の視点を取り入れ水難事故の防止を図る観点から、地元警察等に協力を求め合同点検を実施する。
- ・ 作業の効率化を図るため、RiMaDIS（河川維持管理データベース）を活用した点検を実施する。

(4) 機械設備を伴う河川管理施設の点検（CCTV等の防災情報通信設備を含む）

① 基本的な考え方

機械設備を伴う河川管理施設（排水機場、水門・樋門等）の信頼性確保、機能維持のため、コンクリート構造部分、機械設備及び電気通信施設に対応した、定期点検、運転時点検、及び臨時点検を行うものとする。

(i) コンクリート構造部について

コンクリート構造部については、コンクリート標準示方書〔維持管理編〕及び、堤防等河川管理施設の点検結果評価要領に準じて、適切に点検、管理を行うことを基本とする。

(ii) 機械設備について

機械設備については、確実に点検を実施できるような河川用ゲート・ポンプ設備の点検・整備等に関するマニュアル等を基本として計画的に河川用ゲート及びポンプ設備等の点検を行うものとする。また、塗装については、機械工事塗装要領（案）・同解説による。

(iii) 電気通信施設について

電気通信施設については、電気通信施設点検基準（案）により点検することを基本とする。



百間川河口水門の点検状況

② 実施場所、頻度・時期

機械設備を伴う河川管理施設の点検は、定期点検については、出水期は月1回、非出水期は2か月に1回、操作員による管理運転を含む月点検を行うことを基本とする。また、CCTV・施設監視装置の点検については、専門業者による詳細な点検を年1回行って記録作成を行う。

なお、法令に係る点検も含めて実施するものとする。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 計測機器の導入や非出水期の点検の合理化等、効率的な点検となるよう努める。

(5) 許可工作物の点検

許可工作物にあっても、河川法第 15 条の 2 において許可受者による維持又は修繕の義務が明文化されており、河川管理施設と同等の治水上の安全性を確保することが必要である。そのため、出水期前等の適切な時期に設置者による点検を徹底する。また、河川巡視の結果等により必要に応じて設置者に対して点検・改善の指導等を実施するとともに、特に入念な点検が必要な施設については、出水期前に工作物の管理者と河川管理者が合同で行う「河川許可工作物合同点検」を実施する。

＜参考：主な点検項目＞

- ① 施設の状況：本体、取付護岸（根固を含む）、高水敷保護工、吸水槽、吐出槽、除塵機等
- ② 作動状況：ゲート、ポンプ、警報装置
- ③ 施設周辺状況：工作物下流側の河床洗掘、堤防の空洞化
- ④ 管理体制の状況（操作要領等に照らし合わせて、出水時及び平水時における操作人員の配置計画は適切か、出水時等の通報連絡体制は適切かを確認）

6.5 河川カルテ

① 基本的な考え方

点検、あるいは河川巡視によって得られた河川の変状あるいは河川管理施設の損傷等のデータを蓄積し、日常より把握している状態変化の履歴をいつでも見られるようにしておくことは、自然公物である河川の維持管理上の重点箇所を抽出する等、適切な河川管理を行う上で重要であり、P D C A サイクルによるサイクル型維持管理を実施する上で重要な基礎資料となる。

そのため、点検、補修等の対策等の河川維持管理における実施事項に加え、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等、河川管理の履歴として記録が必要な事項を河川カルテに記載する。

② 対象範囲、頻度・時期

国管理区間において、「河川カルテ作成要領」に基づき作成し、常に新しい情報を追加するとともに、毎年その内容を確認する。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 河川カルテの更新は、河川カルテ作成要領に基づき、更新が必要な事象が発生した際にはその都度更新する。
- ・ 河川カルテについては、RiMaDIS（河川維持管理データベース）で作成していく。

7 具体的な維持管理対策

7.1 河道の維持管理対策

(1) 河道流下断面の確保・河床低下対策

① 基本的な考え方

目標とする河道流下断面を確保するため、定期的又は出水後に行う縦横断測量あるいは点検等の結果を踏まえ、流下能力の変化、施設の安全性に影響を及ぼすような河床の変化、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理上の支障となる場合は適切な処置を講じるものとする。

河道の土砂堆積により治水上の支障を生じた場合、河道流下断面を確保するよう、河川環境の保全に留意しながら堆積土砂の撤去等の適切な対策を行う。なお、堆積土砂の撤去においては、官民連携による砂利採取を活用していく。また、上流域からの土砂流出の変化等に伴い、護岸や構造物基礎周辺の河床が低下すると災害の原因となるので、早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合には適切な対策を行う。

② 対策の目安

洪水等により顕著な土砂堆積が生じたことが確認された場合は、災害復旧もしくは緊急維持等による堆積土砂の撤去を実施する。なお、大規模な掘削を行う場合には砂利採取の公募を行う。また、顕著な局所洗掘が生じ、護岸等の構造物の安全性に影響を及ぼすことが確認された場合は、予防保全的な観点から根固工の設置等を実施する。

③ 重点箇所

旭川・百間川の河床は、近年比較的安定しており、出水による顕著な土砂堆積や局所洗掘等は確認されていないが、クラレ堰や合同用水堰等の固定堰が多数存在していることから、固定堰周辺における河床変動のモニタリングを重点的に実施するよう努める。

(2) 河岸の対策

① 基本的な考え方

出水に伴う河岸の変状については、点検あるいは河川巡視等により早期発見に努めるとともに、堤防防護の支障となる場合等には、河川環境に配慮しつつ適切な措置を講じるものとする。

侵食防止対策の検討にあたっては、侵食の程度のほか河川敷地（高水敷）の利用状況や堤防の侵食対策の有無等を考慮して、護岸、根固工、水制工等の設置や補修等について検討する。また、河岸は河川の自然環境上重要な場でもあることから、生物の生息・生育・繁殖環境にも十分配慮する。

② 対策の目安

洪水等により顕著な河岸侵食が生じた場合、河川管理基図*に示している堤防防護ラインや低水路河岸管理ラインまでの距離を評価し、放置すると損傷が拡大して堤防の安定性や高水敷の利用に影響が生じることが懸念される場合は、災害復旧もしくは緊急維持等による侵食防止対策を検討する。

＊河川管理基図：河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下、「法」という。）第 16 条第 1 項に基づく河川整備基本方針に示される長期的な整備方針及び法第 16 条の 2 第 1 項に基づく河川整備計画に定められた整備内容を踏まえ、法第 24 条、第 26 条、第 27 条等による許認可事務を行うために作成する図をいう。

③ 重点箇所

河岸の変状や対策の履歴については、河川カルテにより経年的な変化を蓄積して河岸侵食を受けやすい箇所を把握しておき、それらの箇所を対象として出水後の点検や河川巡視等による河岸侵食のモニタリングを重点的に実施する。

(3) 樹木の対策

① 基本的な考え方

河道内の樹木は、洪水の流勢の緩和等の治水機能、河川の生態系の保全や良好な景観の形成等の重要な機能を有することがある。一方、洪水流下阻害による流下能力の低下、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷、あるいは洪水による樹木の流木化を生じさせることがある。樹木群が土砂の堆積を促進し、河積をさらに狭めてしまう場合もある。また樹木の根は、堤防、護岸等の河川管理施設に損傷を与えることがある。さらに、河川敷地の樹林化は、河川巡視や CCTV を用いた監視の妨げになり、不法投棄を助長するおそれもある。

このため、河道内の樹木については、伐開後の再繁茂の抑制にも配慮するなど、計画的かつ効率的に樹木管理を実施するよう努める。

河道内樹木の伐開にあたっては、事前に学識者等からの意見聴取を行い、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。また、伐開予定河道内樹木について、公募による採取等、資源の有効活用及び伐開コスト縮減に努める。

② 対策の目安

樹木伐開の優先度については以下を基本とする。

- ① 樹木の繁茂によりこれまでの河川整備により確保された流下能力が維持されない箇所の樹木群の伐開
- ② 樹木の生長に伴い将来的に流下阻害となる可能性が高い樹木群の伐開
- ③ 洪水時に流木化し、被害が発生する可能性が高い樹木群の伐開
- ④ 河川管理施設（堤防等）に洗掘・侵食を及ぼす樹木群の伐開
- ⑤ 河川管理施設（護岸・樋門等）に損傷を及ぼす樹木群の伐開
- ⑥ 河川巡視や点検に支障を及ぼす樹木群の伐開（CCTVを含む）
- ⑦ ゴミの不法投棄を助長する可能性が高い樹木群の伐開
- ⑧ ゴミが引っかかるなど環境上あるいは防犯上好ましくない樹木群の伐開

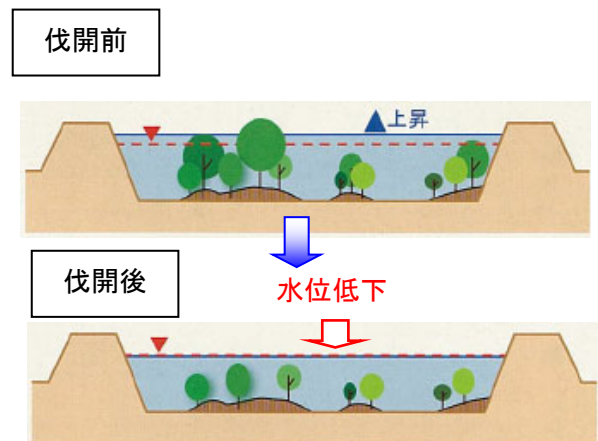


図 7.1.1 樹木伐開による水位低下のイメージ

7.2 施設の維持管理対策

(1) 堤防

1) 堤体（土堤、特殊堤等）

① 基本的な考え方

旭川・百間川周辺の地域は、干拓等によって形成された広大な低平地が広がっており、洪水・高潮に弱い地形特性を有している。このため、旭川・百間川の堤防は、当該地域を洪水・高潮から防御するために極めて重要な施設であり、このことに留意して適切に維持管理する必要がある。

土堤については、長時間にわたる水の浸透により強度が低下すること、流水により洗掘されやすいこと、越流に対して弱いこと等の欠点を有しており、それらの構造上の特性に留意して既定の点検要領等に基づき必要な点検を行い、「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」に基づく評価を踏まえ補修等を行うとともに、必要に応じて堤防等補修計画を作成し対策を実施するものとする。

胸壁（パラペット）構造の特殊堤については、特に天端高の維持、基礎部の空洞発生等に留意して維持管理するものとする。

コンクリート擁壁構造の特殊堤については、特に不同沈下の発生、目地部の開口やずれの発生等に留意して維持管理するものとする。

越流堤、導流堤、背割堤、二線堤については、それぞれの機能が保全されるよう維持管理するものとする。

② 対策の目安

堤防にクラック、わだち、裸地化、湿潤状態等の変状が見られた場合には、点検等による当該箇所の状態把握を継続するとともに必要に応じて原因調査を行い、維持すべき堤防の耐侵食、耐浸透機能に支障が生じると判断される場合には必要な対策を実施するものとする。

また、漏水や噴砂といった堤体もしくは堤体下の基礎地盤のパイピングに起因する事象が確認された場合には、水防団や地域住民からの聞き取り等によって、その箇所と原因をよく把握するよう努め、災害復旧もしくは緊急維持等による早期の対策を検討する。

③ 重点箇所

重要水防箇所については、出水期前の点検時等に重点的な点検を行う。また、パイピングが生じやすい箇所としては、旧河道や落堀など基礎地盤に砂礫等による透水層被覆土が存在する箇所や樋門・樋管等の堤防横断工作物の近傍が挙げられることから、これらの箇所についても重点的に点検を行うよう努める。

なお、堤防の損傷・漏水・補修等の履歴については、河川カルテにより経年的な変化を蓄積して損傷等が生じやすい箇所を把握しておき、それらの箇所を対象として出水後の点検や河川巡視等によるモニタリングを重点的に実施する。

2) 除草

① 基本的な考え方

堤防の法面等に草丈が高く根が深い雑草が繁茂すると、堤防点検に支障をきたすだけでなく、土壌が腐植土化するなどにより、堤防表層が弱体化して、法崩れ、ひびわれ、陥没等の誘因となる場合がある。また、カラシナや菜の花が堤防に繁茂し、枯れた根を餌とするミミズが増殖し、ミミズを餌とするモグラによる穴が法面に発生している事例もある。このため、堤防の強度を保持し、降雨及び流水等による侵食や法崩れ等の発生を防止するため、堤防の法面においては、草丈が高く根が深い有害な雑草等が定着しないよう必要な除草を行うことを基本とする。また、高水敷についても、高水敷上の植生が堤防に進入することを防ぐために、堤防と一体として維持管理すべき範囲についてはあわせて除草を行うものとする。

② 対策の目安

堤体の保全のための除草については、本計画 6.2 に示す堤防点検等のための環境整備の目的を有することから、出水期前及び台風期の点検に支障が生じないように、年 2 回実施することを標準とする。

③ 実施にあたっての留意点

- ・ 除草の方法は、経済性に優れた機械除草方式を基本とする。
- ・ 除草剤については、河川管理者自らが率先して河川の水質の保全に努めるため、河道内においては使用しないことを原則とする。
- ・ 除草後の刈草を放置すると芝の生育への支障や土壌の富養化、火災等の問題を生じることがあるため、河川管理上あるいは廃棄物処理上支障がなく刈草を存置できる場合を除いて、刈草は集草等により適切に処理することを基本とする。
- ・ 除草コストの縮減並びに資源の有効活用の観点から、廃棄物やリサイクルに係る関連法令等にも留意しつつ、刈草の堆肥化・飼料化など関係機関や地域住民の方々と連携した取り組みを推進する。
- ・ 旭川・百間川の堤防上においては、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの繁茂が確認されており、硫安散布等の防除を実施する。また、オオキンケイギクを含む刈草の処分にあたっては、拡散防止の観点から、運搬時の飛散を防止するとともに、焼却処分を原則とする。
- ・ 高水敷の除草については、堤防と一体として維持管理すべき範囲を除き、原則として実施しないこととするが、利用者の多い後樂園周辺など、地域特性等を勘案してやむを得ず除草しなければならない場合は、経済性等を考慮して必要最低限の範囲とする。



堤防除草の状況

3) 天端、坂路・階段工、堤脚保護工、堤脚水路、側帯

① 基本的な考え方

天端は堤防の高さや幅を維持するために重要な部分であるが、管理車両や河川利用者の通行等の人為的な作用、降雨や旱天等の自然の作用により様々な変状を生じる場所であるため、適切に維持管理するものとする。また、雨水の堤体への浸透を抑制するよう努める。

坂路、階段工がある箇所では、雨水や洪水による取付け部分の洗掘や侵食に特に留意して維持管理するものとする。

堤脚保護工については、特に局部的な脱石、変形、沈下等に留意して維持管理するものとする。

堤脚水路については、排水機能が保全されるよう維持管理するものとする。

側帯については、側帯の種別に応じた機能が保全されるよう維持管理するものとする。

② 対策の目安

天端、坂路・階段工、堤脚保護工、堤脚水路、側帯については、それぞれの施設の機能が維持されるよう、出水期前点検時等に異状の早期発見に努めるとともに、治水上の支障となる重大な異状が確認された場合は、災害復旧もしくは緊急維持等による早期の対策を実施する。

③ 重点箇所

天端、坂路・階段工、堤脚保護工、堤脚水路、側帯の損傷や補修の履歴については、河川カルテにより経年的な変化を蓄積して損傷が生じやすい箇所を把握しておき、それらの箇所を対象として出水後の点検や河川巡視等によるモニタリングを重点的に実施する。

(2) 護岸

① 基本的な考え方

護岸については、堤防や河岸防護等の所要の機能が保全されるよう、構造上の特性に留意して既定の点検要領等に基づき必要な点検を行い、「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」に基づく評価を踏まえ、補修等を行うとともに、必要に応じて堤防等補修計画を作成し対策を実施するものとする。なお、維持管理にあたっては、水際部が生物の多様な生息環境であること等に鑑み、可能な限り、河川環境の整備と保全に配慮するものとする。

② 対策の目安

護岸の沈下や損傷を放置すると、それが拡大して堤防の決壊等の大災害を引き起こす危険性もあるため、出水期前点検時等に異状の早期発見に努めるとともに、治水上の支障となる重大な異状が確認された場合は、災害復旧もしくは緊急維持等による早期の補修を実施する。なお、護岸の種類は種々あるので、工種毎の特性や被災メカニズム、過去の被災事例等を踏まえ適切に維持管理を行うように努める。

③ 重点箇所

護岸の損傷や補修の履歴については、河川カルテにより経年的な変化を蓄積して損傷を受けやすい箇所を把握しておき、それらの箇所を対象として出水後の点検や河川巡視等によるモニタリングを重点的に実施する。

(3) 根固工

① 基本的な考え方

根固工については、治水機能が保全されるよう、既定の点検要領等に基づき必要な点検を行い、「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」に基づく評価を踏まえ補修等を行うとともに、必要に応じて堤防等補修計画を作成し対策を実施するものとする。なお、補修等に際

しては、水際部が生物の多様な生息環境であることに十分配慮するものとする。

② 対策の目安

根固工は、洪水による流失や河床洗掘による沈下・陥没等が生じやすく、これらの状況は陸上部からの目視のみでは把握できないことが多いが、出水期前点検時等に根固工の状態把握を行うよう努めるとともに、流失や沈下・陥没等の顕著な損傷が確認された場合、災害復旧もしくは緊急維持等による補修を検討する。また、縦横断測量等により河床変動の状況についても把握するように努める。

③ 重点箇所

根固工の損傷や補修の履歴については、河川カルテにより経年的な変化を蓄積して損傷を受けやすい箇所を把握しておき、それらの箇所を対象として出水後の点検や河川巡視等によるモニタリングを重点的に実施する。

(4) 水制工

① 基本的な考え方

水制工については、施工後の河状の変化を踏まえつつ、治水機能が保全されるよう維持管理するものとする。なお、補修等に際して、河川環境の保全・整備に十分配慮するものとする。

② 対策の目安

水制工は、流水の作用から堤防を保護するため、流水の影響を強く受ける構造物であることから、先端付近に深掘れが生じたり、一部の破損により流路が大きく変化したりするなど、その影響が対岸や上下流を含め広範に及ぶことがある。そのため、施工後の河道の状態把握に努めるとともに、水制工が破損した場合には可能な限り河川環境に適した補修等の対応を行うなど、適切に維持管理を行う。

(5) 水門・樋門

① 基本的な考え方

水門・樋門は、堤防としての機能、逆流防止機能、取水・排水及び洪水の流下機能等を有し、治水上極めて重要な施設である。また、水門・樋門は、盛土構造物である堤防内に横断的に設けられる構造物であり、その境界面が浸透水の水みちになりやすく、漏水の原因となり堤防の弱点となりやすい施設でもある。また、旭川・百間川に設置されている水門・樋門の経年的な劣化・老朽化による機能低下が懸念されている。

このような状況を踏まえ、水門・樋門については、連続する堤防と同等の機能が確実に保全されるよう「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」に基づく評価を踏まえ、必要な補修対策等の維持管理を行うものとする。また、ライフサイクルコストの低減に向けた効率的な補修・更新等を行うため予防保全型の長寿命化を図り、適切な維持管理を行うものとする。

さらに、東南海・南海地震等の大規模な地震の発生も懸念される所であり、津波の襲来が予想される区間の樋門等を遠隔操作するための設備を整備するなど、地震・津波に対する応急対策を推進する。

② 土木施設

水門・樋門における逆流防止は、直接的にはゲートが行うので、土木施設の維持管理としては、ゲート設備が確実に機能を果たせるよう、出水期前等の点検を的確に実施し、水門・樋門としての機能に支障をきたすような異状が確認された場合は補修等の対応を行うなど、適切に維持管理を行う。

また、水門・樋門の本体周辺の空洞化も懸念される場合は、専門家の助言を得て連通試験等の空洞化調査を行い適切な対策を講じる。

③ 機械・電気通信設備

ゲート設備や電気通信設備については、河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）や電気通信施設点検基準(案)などにに基づき適切に点検を行うとともに、効果的・効率的に維持管理を行うものとし、水門・樋門としての機能に支障をきたすような異状が確認された場合は補修等の対応を行うなど、適切に維持管理を行う。

(6) 百間川分流部

百間川分流部周辺の一の荒手、二の荒手、背割堤等の維持管理を適切に行い、分流機能の維持に努める。

(7) 排水機場

① 基本的な考え方

旭川・百間川周辺の地域は、干拓等によって形成された広大な低平地が広がっており、内水氾濫に弱い地形特性を有する。このため、旭川・百間川の排水機場は、浸水常襲地帯における内水対策の基幹的施設であり、出水時には確実に始動し長時間にわたって運転を継続することが求められており、故障等が生じた場合は家屋浸水等の甚大な被害に直結する可能性が高い重要な施設である。また、旭川・百間川の排水機場には、昭和 50 年代に整備されたものもあり、設備の老朽化も懸念されている。

このため、排水機場については、排水機能が確実に保全されるよう、既定の点検要領等に基づき必要な点検・補修等を行うとともに、ライフサイクルコストの低減に向けて効果的な補修・更新等を行うための維持管理を行うものとする。

また、長時間にわたって運転を継続するためには、燃料の補給が必要不可欠であり、平素からその残量を把握するとともに、いざという時に備えて迅速に補給できる体制を構築する。

② 土木施設

排水機場本体、沈砂池、吐出水槽、排水樋門等の土木施設は、ポンプが確実に機能を果たせるよう、出水期前等の点検を的確に実施し、排水機場としての機能に支障をきたすような異状が確認された場合は補修等の対応を行うなど、適切に維持管理を行う。

また、吐出水槽は一般に覆蓋ふくがいされていないので、ゴミ等の除去や、子供の侵入等の安全対策にも注意する必要がある。

③ 機械・電気通信設備

ポンプ設備や発電機やテレメータなどの電気通信設備については、揚排水機場設備点検・整備指針（案）等に基づき適切に点検を行うとともに、効果的・効率的に維持管理を行うも

のとし、排水機場としての機能に支障をきたすような異状が確認された場合は補修等の対応を行うなど、適切に維持管理を行う。

なお、ポンプ設備の整備・更新等の対策を効率的、計画的に実施するため、点検結果を評価するにあたって、当該設備の社会的な影響度、機器・装置の診断等に基づく健全度等の整理を行うよう努める。

また、整備・更新等の対策は、予防保全、事後保全に分けて計画的に実施するように努める。

(8) 陸閘

① 基本的な考え方

陸閘については、洪水や高潮が堤内へ流入することを防止するために重要な施設であり、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有することが求められるため、確実にゲート操作が行えるよう維持管理するものとする。また、角落し構造の場合は、角落し材の管理者や保管場所、数量等を把握しておくものとする。

② 土木施設

陸閘の土木施設については、コンクリート擁壁部の破損やクラック等について出水期前等の点検を的確に実施し、陸閘としての機能に支障をきたすような異状が確認された場合は補修等の対応を行うなど、適切に維持管理を行う。

③ 機械設備

陸閘のゲートは、水門・樋門等のゲート設備に準じて出水期前等の点検を的確に実施し、陸閘としての機能に支障をきたすような異状が確認された場合は補修等の対応を行うなど、適切に維持管理を行う。

(9) 河川管理施設の操作

旭川・百間川の国管理区間には、操作を伴う河川管理施設（水門、樋門・樋管、排水機場、陸閘）があり、全施設について操作要領が定められているので、これに基づき適切に操作を行う。また、樋門等の前面に、土砂が堆積したり樹木が繁茂したりすれば、内水排除等の妨げとなるので、そのような場合は土砂掘削や樹木伐開を実施する。

樋門等の操作にあたっては、地方公共団体に委託する場合は操作委託契約書等を締結し、個人に委嘱する場合は水門等水位観測員就業規則等を定め適切に任命する。また、確実な河川管理施設の操作が行われるよう、マニュアル類の作成・操作箇所への設置、操作員の技術力の維持に努める。

また、近年、雨の降り方が局地化・集中化、激甚化しており、各地で施設能力を上回る洪水が発生する中、高水流量観測で、観測員の安全確保等のためやむを得ず観測を中断せざるを得ない場面が発生している。平成30年7月豪雨では、旭川の高水流量観測時に、観測員が退避を余儀なくされ、ピーク時の流量を観測することが出来ない事例が発生した。

このため、安全・確実に流量観測を実施するため、流量観測高度化を目指し、従来の浮子による観測からカメラや電波流速計等で、洪水時の流速を観測し欠測させない手法について

検討する。

(10) 水文・水理観測施設

水文・水理観測施設については、水文観測業務規定及び同細則並びに水文観測計画に基づいて適切に点検保守を実施し、必要に応じて改善を図る。

また、堆積土砂等により水位観測に支障がでるような場合はそれらの除去を実施するとともに、樹木の繁茂等により雨量観測や流量観測に支障がでないよう、必要に応じて樹木の伐開を実施する。

(11) 防災情報通信設備

多重無線通信設備、光伝送設備、CCTV 設備、テレメータ設備、レーダ設備（XRAIN、Cバンド）、河川の諸データを処理する河川情報処理装置、災害時などの電源確保を行う非常用予備発電機などは、危機管理面においても河川管理に大きな役割を担っている。そのため、旭川本川及び百間川の国管理区間及び事務所、出張所に設置されたこれらの防災情報通信設備を対象に、定期的な設備点検及び年 1 回の詳細点検を実施する。

また、これらの設備の施設台帳を事務所、出張所に備え付けるものとする。なお、点検により要補修箇所が発見された場合は、部品交換等を計画的に実施し、適切な施設管理に努める。

(12) 百間川浮草等流出防止施設

百間川においては、浮草等の流出により百間川河口水門の操作に支障をきたさないようにするため、百間川河口水門の上流に浮草等の流出防止施設が設置されている。この施設の機能が適正に維持されるよう、毎年度、定期的に清掃等を行うとともに、出水等で破損した場合は補修するなど、適切な施設の維持管理を行う。

(13) 百間川河口部潜堤

潜堤は百間川河口水門の沖合に平成 27 年度末に完成した。CCTV 等による監視によって潜堤及び標識灯の破損等の確認を行う。点検により異状が発見された場合には、補修及び部品交換等を行い適切な維持管理を行う。

(14) 百間川浄化用水導入施設

1 m³/s の浄化用水の導入が確保されるよう導入口前に堆積する土砂については、河川巡視によって状況確認を行い、必要に応じて土砂撤去を行う。

(15) 許可工作物

許可工作物については、河川管理上の支障とならないよう、許可にあたっては直轄河川管理基図を参考にする。また、設置者により河川管理施設に準じた適切な維持管理がなされるよう必要な許可条件を付与するとともに、必要に応じて管理協定を締結する。さらに、河川

法第 15 条の 2 により設置後の状況によっては必要に応じて指導・監督等を実施する。また、許可工作物の点検は、設置者により実施されることが基本であるが、河川巡視等により許可工作物についても概括的な状態把握にも努め、補修等が必要な事象が確認された場合は、適切な指導監督を行うとともに、計画的な改善を促す。

なお、許可条件の付与や設置後の指導監督等にあたっては、伏せ越し、取水施設、橋梁、水路等それぞれの施設の特性を考慮し、適正な維持管理が行われるよう留意する。

7.3 河川区域等の維持管理対策

(1) 河川区域の維持管理

河川区域の土地の維持管理を行う前提として、官民の用地境界等を明確にしておく必要があり、適宜隣接地権者との境界確認作業を行い、官民境界杭等を設置する。官民境界杭等については、破損や亡失した場合に容易に復旧ができるよう、その位置を座標により管理する。

河川敷地の占用許可に当たっては、河川敷地の適正利用が図られるよう「河川敷地占用許可準則」等に照らし合わせて、審査するものとする。

河川敷地において公園、運動場等の施設を占用許可した場合には、当該施設の適正利用・維持管理等は許可条件、占用申請書に添付された維持管理計画に従って占有者が行うこととなり、河川管理者は維持管理等の行為が許可条件及び当該計画どおりに適切に行われるように占有者を指導監督する。

また、河川区域内における工作物の新築等の設置許可に当たっては、河川管理の支障とならないよう「工作物設置許可基準」や「許可工作物技術審査の手引き」等に基づいて適切に審査する。

(2) 不法行為への対策

河川敷地の不法駐車や不法係留船等の不法占用や無許可又は許可基準に反する工作物、大規模な捨土・不法盛土、掘削、廃棄物の投棄などの違法行為の発見・是正のために、土地の境界について現況の把握に努め、日頃より CCTV や日常的な巡視による監視を実施していることで対策の有効性を確認できることから今後も継続的に対策を実施していくとともに、ゴミマップ等を作成し地元住民に注意を喚起する。砂利採取については、河川管理上の支障が生じないように砂利採取規制計画を定めて適切に対応する。また、関係自治体、警察、自治会等と日頃より連携を取り合って是正措置を講じ、発生の防止に努める。

不法行為を発見した場合は、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、作為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、悪質な不法行為に関しては、必要に応じて刑事告発等を行うことも検討する。

(3) 河川の適正な利用

河川空間の保全と利活用にあたっては、現状の利用状況や将来の利活用への要望等との整合を踏まえ、河川空間の適正な利用が図られるよう河川環境管理基本計画に基づき管理を行う。河川空間の利活用の要望の把握は、「川の通信簿調査」や「河川空間利用実態調査」等の

実施により、利用状況を定期的に評価、分析し、利用を促進する取り組みを関係自治体等と連携を図り、実施する。

また、旭川・百間川の河川利用の安全のために、必要な場合には関係施設の安全点検等、適切な措置を講じるよう努める。河川利用に対する危険や支障を認めた場合には、陥没等の修復、安全柵の設置、危険性の表示、情報提供、河川利用に伴う危険行為禁止等の教育・啓発の充実等の必要な対応を検討する。

7.4 河川環境の維持管理対策

河川整備基本方針、河川整備計画及び河川環境管理基本計画に基づいて、良好な河川環境が保全されるよう、自然環境や河川利用に係る河川の状態把握を行いながら、適切に河川環境の維持管理を行う。

① 河川の自然環境に関する状態把握について

河川の自然環境としては、水質の状況、水位の状況、季節的な自然環境の変化、河川環境上重要な生物の生息状況等について把握することを基本とする。包括的・体系的な状態把握は、河川水辺の国勢調査等を中心として実施する。日常の状態把握は平常時の河川巡視にあわせて行う。

河川環境上重要な生物の生息域における河川利用による生息環境の改変等、河川利用により自然環境に影響を及ぼすことがあるため、また自然環境に影響を及ぼすような河川利用はいつ行われるかわからないため、河川巡視により状態把握を行う。重点的な監視が必要となる場合には、別途目的別巡視等を検討の上実施する。

② 生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全について

河川管理施設の補修や河道内樹木の伐開など、河川の維持管理にあたって、生物の生息・生育・繁殖環境に影響を及ぼすことが懸念される場合は、事前に学識者等の意見を聞くなど、良好な自然環境の保全に努める。特に、オヤニラミ（絶滅危惧Ⅱ類）やグンバイトンボ（絶滅危惧Ⅱ類）等の希少な動植物の生息が確認されている箇所付近については十分注意する。

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、国土交通大臣が防除の主務大臣となっている特定外来生物 5 種について防除を実施する。河川維持管理にあたっては、特にオオキンケイギクの防除に努めるものとし、防除については、除草にあわせた硫安散布等の繁茂対策を実施していく。

なお、特定外来生物の防除については、関係機関や地域の NPO、市民団体等と連携・協働した取り組みについても検討する。

③ 良好な水質の保全について

河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全のためにも、旭川の良好な水質を将来にわたっても維持・保全することが必要とされる。そのために、定期的に水質観測（6.1(1)参照）を行い、状況を把握することに努める。また、油類や有害物質が河川に流出する水質事故などは、流域内の水利用者や河川に生息する生物の生態系にも多大な影響を与えるので、そのような場合に備えて、毎年、「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」を開催し、水質保全対策の推進及び緊急時の情報連絡、水質事故処理対策、水質監視体制等につ

いて各関係機関相互の調整を図る。

④ 塵芥処理について

出水等により塵芥の流出・漂着を確認した場合で、施設の機能、良好な景観、水面及び河岸の適正な利用の推進等に支障が生じると判断される場合には、塵芥の収集・処理などの必要な対策を実施する。

7.5 水防等のための対策

(1) 水防のための対策

① 水防活動等への対応

洪水や高潮による出水時の対策を的確に実施するために災害対策計画において水防に関する事項を定め、所要の資機材の備蓄・確保等に努めるとともに、定期的に点検を行い、資機材の保管状況を把握し、適切に資機材を管理する。また、旭川においては、一部堤防が未整備の区間があることに留意し、水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体や関係機関、河川管理者からなる「水防連絡会」を毎年、出水期までに開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の周知の徹底・合同巡視、水防訓練等、水防体制の充実を図るとともに、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。

内水被害発生時などにおいては、地方公共団体からの要請に応じて、可能な限り排水ポンプ車、照明車の出動支援を行う。

② 水位情報等の提供

出水時における水防活動、あるいは市町や地域住民における避難に係る活動等に資するよう、法令等に基づいて適切に洪水予報あるいは水位に関する情報提供を行う。そのため、「洪水予報連絡会」を、毎年、出水期前までに開催し、関係官公庁や諸団体間の協力及び連携を図る。

特に旭川下流部については、二日市地区等の堤防が一部未整備の箇所が存在することから、洪水発生時の避難勧告等の発令に向けて連絡体制を強化するなど、日頃から関係機関と連携した防災体制を構築する。

また、氾濫の危険性を周知するため、橋脚等に水位表示板の設置しており、必要に応じて新たな箇所への設置についても検討する。

危機管理対応において基本情報となる水位観測を充実させるため洪水時のみの水位観測に特化した危機管理型水位計は、人家や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所等）の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための水位観測が必要な箇所に設置されている。氾濫の危険度や避難の指標および水防対策として活用する。また、住民の適切な避難判断を促すため、簡易型河川監視カメラ画像の提供を行う。



水位表示板（中原橋）

③ 減災対策協議会

堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町や県等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハードソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とした「減災対策協議会」を定期的で開催する。

④ タイムライン

旭川下流域における河川管理者や自治体・防災関係機関が一体となって水害時の被害の軽減を目指す旭川水害タイムラインを平成 29 年 3 月に策定して、関係機関が防災・減災目標を共有し、様々な防災対策に取り組んでいる。

(2) 水質事故対策

水質事故発生時の対策を的確に実施するために、災害対策計画において水質事故に関する事項（水質事故初動時マニュアル等）を定める。

水質事故が発生した際には、事故発生状況に係わる情報収集を行い、速やかに「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」等の関係行政機関に通報するとともに、関係行政機関等と連携し、適切な対策を緊急に講じる。



水質事故対策訓練の状況

「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」においては、関係機関相互の情報連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。

また、水質事故防止には地域住民の意識の向上が不可欠であるので、地域住民や関係機関等と連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。

さらに、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材を補充する。

(3) 渇水対策

異常な渇水により、許可にかかる水利使用が困難となるおそれがある場合に行われる水利使用者による協議が円滑に行われるように必要な情報等の提供に努める。また、緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあっせん又は調停を行う。

8 地域連携等

(1) 市町等との連携・調整

① 排水ポンプ車等による災害時支援

旭川、百間川沿川には、排水ポンプ車と照明車が配備されており、岡山河川事務所管内では合計で4台の排水ポンプ車と2台の照明車が配備されている。

災害時には、これらの排水ポンプ車等の運用について県及び市町と連携・調整して浸水被害の防止又は軽減を図るなど、県・市町が行う災害対策を可能な限り支援する。



排水ポンプ車出動状況
(平成23年9月台風12号)

② 避難の判断の参考となる情報提供

毎年出水期前に、洪水予報連絡会を開催し、基準水位観測所の基準水位及び洪水予報に関する情報の周知を行う。また、各基準水位に到達する規模の洪水時には、気象台と共同で洪水予報を発表し、避難勧告等を発令する目安としてもらうとともに、自治体へ浸水想定区域などの情報提供を行う。また、洪水時の河川状況を確認するために、岡山河川事務所のホームページ等で CCTV 画像、簡易型河川監視カメラ画像及び危機管理型水位計の情報提供を継続する。

さらに、市町がより適切なタイミングで水防活動や避難勧告を実施できるように、上下流の水防管理団体間で水防活動に関する情報共有を図っており、一般被害状況、避難勧告等の状況、水防活動状況等の情報を集約し情報発信を行うほか、決壊などの大規模な被害が発生しそうな場合は、市町にホットライン等で伝達を行う。また、「河川道路統合型地域防災情報提供システム」により、水位、災害状況等の情報集約、発信を行う。

③ 水防に関する情報交換・協力体制の強化等

洪水時に迅速かつ的確な水防活動が実施されるよう、水防管理団体（市町）と河川管理者とが水防に関する情報を交換するとともに協力体制を強化することを目的として、毎年出水期前に水防連絡会を開催している。また、出水に対して水防上特に注意を要する重要水防箇所への周知及び水防に必要な情報の提供を目的として、毎年出水期前に地元水防団と重要水防箇所の合同巡視を実施している。

これらの取り組みを今後も継続して実施し、協力体制の強化に努める。また、重要水防箇所情報を岡山河川事務所のホームページに掲載し、水防団に周知を図るとともに住民への周知も行う。

(2) NPO・市民団体等との連携・協働

① 河川清掃活動

旭川においては、毎年「旭川一斉清掃」が行われており、多くの地域住民が参加している。このような NPO や市民団体等による河川清掃活動は、河川環境が美しく保たれるだけでなく、河川環境の保全に関する意識が向上し、ひいては不法投棄等が減少することにより維持管理コストの低減にも寄与する。

そのため、これらの地域の自発的な取り組みを積極的に支援するなど、NPO や市民団体等の連携・協働をより一層推進する。



旭川一斉清掃

② 河道内樹木の伐開等

旭川においては、河道内樹木の管理にあたり、資源の有効利用とコスト縮減を目的として、平成 16 年度から伐採木を採取いただく取り組みを実施している。

今後もこのような取り組みを継続して実施するとともに、市民団体等による伐木ボランティアを積極的に支援するなど、地域と連携した河川の維持管理を推進するとともに、木質バイオマスの資源活用など、連携推進を図る。



ボランティアによる樹木伐採

③ 空間利用による再繁茂抑制

防災・減災・国土強靱化のための緊急 3 か年対策として実施している河川内の樹木伐採により創出されたスペースを活用し、河川への親しみや魅力的な地域づくりに繋げるとともに、樹木の再繁茂対策を実施している。今後もこの取組を継続して実施し、再繁茂抑制を図る。

④ 洪水の記憶の伝承

岡山市内の各所には、昭和 9 年 9 月洪水（室戸台風）により大規模な浸水が発生したときの最高水位を示す水位標識が設置されている。これらの水位標識は、この地域に暮らす人々の防災意識を高め、洪水の記憶を後世にまで伝承するうえで貴重な存在であり、地域と連携してこれらの水位標識の保存に努める。



中国銀行本店前の水位標識

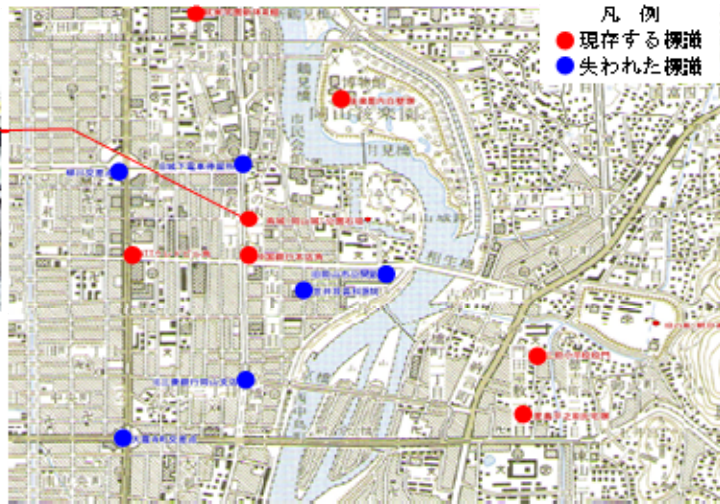


図 8.1.1 昭和 9 年洪水の水位標識位置図

(3) 地域住民等への情報発信

① 各種メディアによる広報活動

適切な河川管理を推進するためには、河川管理者が行う河川管理の目的や内容を地域住民の方々に理解

していただくことが重要である。そのため、出水期前の堤防点検や安全利用点検など地域に関連する情報について、各種マスメディアを対象として報道発表を行うなど、河川管理に関する情報発信に努める。また、治水、利水、環境に関する情報を地域と共有化できるように、ホームページを活用して旭川水系の河川整備状況や自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、意見交換の場として活用するなど、関係機関や地域住民との双方向コミュニケーションを推進する。



岡山河川事務所ホームページ

② 出水時等の情報発信

旭川・百間川において洪水・高潮・地震等が発生した場合は、地域住民の方々がその時々状況に応じた適切な避難等の措置をとれるよう、防災情報を迅速に発信していくことが重要である。そのため、岡山河川事務所防災広報要領に基づき、各種マスメディアを対象として報道発表を行うとともに、岡山河川事務所のホームページ等を活用して水位情報やライブカメラ画像情報等を発信する。また、必要に応じて、テレビメディア（NHK、OHK、RSK）に対して河川情報や映像情報を提供するとともに、コミュニティ FM（岡山シティエフエム）による緊急割込放送を実施する。

③ 出前講座

適切な河川管理を推進するためには、地域住民の方々に河川に対する関心を持っていただき、理解を深めていただくことも重要である。そのため、学校や町内会などに職員が出向いて行う「出前講座」の活動を積極的に推進する。また、将来を担う子供たちに川を身近に感

じてもらい、河川愛護や水質浄化などに関心を持ってもらうために継続的に実施している「水生生物による水質の簡易調査」についても引き続き推進する。

④ 各種イベントでの広報

旭川・百間川の沿川地域においては、毎年、「百間川ふれあいフェスティバル」や「沢田柿まつり」をはじめ、地域住民の方々が主体となった様々なイベントやお祭り等が開催されており、多くの方々が参加されている。これらの各種イベントは、防災や河川愛護の意識を啓発する良い機会であることから、これらのイベントに積極的に参加してパネルの展示を行うなど、地域住民の方々の河川に対する関心が高まるように広報活動を推進する。

9 効率化・改善に向けた取り組み

(1) サイクル型維持管理の実践

河川維持管理は、治水上の安全性を確保するよう現地での変状等に対応し、長年にわたって経験を積み重ねながら実施してきたものであり、未だに維持管理基準が明確でなかったり、状態把握の結果を分析・評価し所要の対策を検討する手法等が技術的に確立されていなかったりする場合も多い。

そのため、本計画の実施にあたっては、確実性及び管理技術の向上を目的として PDCA サイクルによる「サイクル型維持管理」に取り組むこととする。

また、専門知識を有する外部の学識者等の助言を得る体制を整備し、所内の職員だけでは判断がつかないような課題については学識者等の助言を得ながら解決を図る。さらに、ホームページ等を通じて得られた河川の維持管理に関する地域住民の方々からの意見等も踏まえ、維持管理の改善・向上に努める。

なお、これらの取り組みによって得られた知見を本計画にフィードバックし、本計画に定めた維持管理目標、河川の状態把握、具体的な維持管理対策等について逐次見直しを行い、維持管理のさらなる効率化・高度化を目指す。

(2) 効率化に向けて取り組むべき当面の課題

昨今の厳しい財政状況のもとで河川の適切な維持管理を行うためには、維持管理全般にわたるより一層の効率化が求められている。そのため、サイクル型維持管理の実践にあたり、以下の課題に取り組むこととする。

① 施設管理の効率化

排水機場、水門・樋門等の河川管理施設の老朽化が問題となってきており、今後は大規模な更新が必要な施設が急激に増加することが予測されている。そのため、長寿命化対策の検討等によりライフサイクルコストの削減を目指す。

② 樹木管理の効率化

河道内樹木の管理にあたっては、伐採木の処分費用を軽減するため、採取希望者や高水敷の除草を前提とした占用を公募するなど、地域と連携した取り組みを推進し、樹木伐開コストの削減に努める。また、樹木伐開箇所の重機による踏み倒しによって樹木の再繁茂を抑制する方法や、処理コストが比較的安価な幼木の段階で処理する方法など、樹木管理の方法を工夫することによる樹木伐開コストの削減を目指す。





ブルドーザによる踏み倒し状況



踏み倒し2か月後の状況